

特別支援学級及び通級指導教室 経営の手引き

【実践編】

大分県教育センター

令和2年3月改訂

目次

I 特別支援学級、通級指導教室の1年と学級・教室経営	…P	3
1 校内支援体制の整備	学級	通級 …P 5
2 学習環境や施設の整備	学級	通級 …P 6
3 学級・教室経営案の作成	学級	通級 …P 8
4 教育課程の編成、年間指導計画の立案	学級	通級 …P 9
5 時間割の作成	学級	通級 …P 11
6 個別の指導計画の作成	学級	通級 …P 12
7 個別の教育支援計画の作成	学級	通級 …P 13
8 交流及び共同学習、在籍学級との連携	学級	通級 …P 17
9 キャリア教育・進路指導	学級	…P 20
10 保護者・関係機関との連携	学級	通級 …P 22
11 これだけは知っておこう 通知表の作成 指導要録の作成 教科書の採択	学級	通級 …P 24
II 特別支援学級・通級指導教室での指導の進め方	…P	27
1 障がいの状態に応じた指導	学級	通級 …P 28
2 指導を始めるにあたって行うべきこと	学級	通級 …P 37
3 障がいのある子どものアセスメント	学級	通級 …P 39
4 各教科等を合わせた指導	学級	…P 42
5 教科指導、教科別の指導	学級	…P 49
6 障がいによる学習上・生活上の困難を改善するための指導（自立活動）	学級	通級 …P 57
III 実践事例	学級	通級 …P 65

この手引きの活用方法について

本手引きは、初めて、特別支援学級や通級指導教室の担任（担当）となった先生方の日頃の指導を進める上での参考資料として作成しました。また、この資料をテキストとして、特別支援学級担当教員研修等で活用していきます。

さて、本書の構成は、大きく「Ⅰ 学級・教室経営」「Ⅱ 指導の進め方」「Ⅲ 実践事例」の3部です。学校現場で活用しやすいように、Ⅰ・Ⅱ部では、記述内容が、特別支援学級、通級指導教室のどちらに関係する内容なのかや「特別支援学級及び通級指導教室経営の手引き（改訂版）」のどのページに関連しているのか等がすぐにわかるように示しています。

なお、本書では、義務教育学校の前期課程は小学校、後期課程は中学校とそれぞれ読み替えてください。

また、Ⅲ実践事例も、絵や・写真を使って1ページで簡潔にまとめていますので、非常に見やすい構成となっています。具体的には、以下の図に示していますので参照してください。

【参考：本手引きの構成】

Ⅰ 特別支援学級、通級指導教室の1年と学級・教室経営 Ⅱ 特別支援学級・通級指導教室での指導の進め方

7 個別の教育支援計画の作成

経営の手引（改訂版）
 ○○ 特別支援学級の経営 IV 4（5）
 ○○ 通級指導教室の経営 III 3 を参照

特別支援学級 通級指導教室

個別の教育支援計画は、①長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通して、一貫して的確な教育的支援を行う、②長期的な見通しの下、子どもを中心に据え、関係機関がお互いに連携しながら支援を行うために、立てられた計画のことです。学校でどのようにして指導を進めるのかを記載した個別の指導計画とは異なるのです。

この連携を作成

記述内容が、特別支援学級、通級指導教室のどちらに関係する内容なのかを示しています。

記述内容が、大分県教育委員会が、ホームページ上に掲載している「特別支援学級及び通級指導教室経営の手引き（改訂版）」のどのページに関連しているのかを示しています。

○学校・保護者が中心に作成した個別の教育支援計画
 ○学校・保護者が中心に作成した個別の教育支援計画
 ○関係者が、全員集まれない場合は、事前に意見を

参考：「個別の教育支援計画（説明・様式）」については、
 啓発CD「幼稚園、小・中学校、高等学校学校における発達障がい児の支援体制の整備 Vol. 5（大分県教育委員会）」に詳しく示していますので参照してください。

Ⅲ 実践事例集

指導の形態 算数「持っているお金を工夫して代金や払おう」障がい種別 特別支援学級 知的障がい

授業の概要やよさ

- 学校行事（アフリカンフェア見学）で買物をする機会と関連付け、算数で金銭の学習を行う。それにより児童が算数的、算術的力をつける学習になるよう工夫を図る。
- 学習目標が異なら担当一人一人に応じ、支援ツールの活用や仕方を教えて指導する。

児童生徒の様子

○小学校5年男子A
 ・算出しがもてる算数的に活動に取り組む。
 ・10までの数を数えとることができる。
 ・お金を数える学習は好きで算数的に取り組む。

○小学校6年男子B
 ・間違いが連続したり、注意されると意識がなくなる。
 ・お金の計算は好きで、五・五十・五百円硬貨も使いながらもちよりの金額を数える。

目標

○小学校5年男子A
 ・ちよりの金額（50円）を支払うお金が足りない時、両替し、ちよりの金額を作る。（十円硬貨が足りない場合は百円硬貨10枚、十円硬貨が足りない場合は百円硬貨10枚、十円硬貨が足りない場合は百円硬貨10枚）を作る。

○小学校6年男子B
 ・算数に定着して少し多めの金額（100円）を支払うお金（100円）を作る。

支援のポイント

＜共通した手順＞
 「買物の写真カードが3枚あります。順番に1枚ずつ読んで、それぞれの代金を作ろう。」

＜A児のめあて＞
 100円や10円を使って、ちよりの金額を作ろう。

＜B児のめあて＞
 ちよりの金額が作れない時のお金の出し方を考えよう。

（A児の活動）
 ①買物の写真カードを見ながら、買物の名前と金額を確認する。
 ②買物の名前と金額を確認し、買物の名前と金額を確認する。
 ③買物の名前と金額を確認し、買物の名前と金額を確認する。
 ④買物の名前と金額を確認し、買物の名前と金額を確認する。

（B児の活動）
 ①買物の名前と金額を確認し、買物の名前と金額を確認する。
 ②買物の名前と金額を確認し、買物の名前と金額を確認する。
 ③買物の名前と金額を確認し、買物の名前と金額を確認する。
 ④買物の名前と金額を確認し、買物の名前と金額を確認する。

（A児取組場）
 百 十 一

（B児取組場）
 百 十 一

命十円硬貨を10枚集めて百円硬貨に、また、十円硬貨を10枚集めて十円硬貨にする話
 ①百円硬貨が足りない時 → 十円硬貨
 ②十円硬貨が足りない時 → 百円硬貨
 ③十円硬貨が足りない時 → 十円硬貨

ここに記述した内容がさらに詳しく示している他の資料を紹介しています。

実践事例集では、1ページの中に、○指導の形態
 ○授業の概要等 ○児童生徒の様子 ○目標
 ○支援のポイントを簡潔に示しています。

**I 特別支援学級、通級指導教室の1年
と
学級・教室経営**

初めて特別支援学級、通級指導教室を担当・担当をする人にとっては、この一年間、何をしたらよいのかと悩むことが多いと思います。

下の表を参考にするなどして、年度当初に1年間の主な学級事務等の計画を作成し、見通しを持って進めていきましょう。

特別支援学級担任の1年間（例）

	教育課程等に関する こと	個別の指導計画 等に関すること	学習環境整備 に関すること	事務処理等に関 すること	その他
4月	・教育課程の編成 ・時間割の作成 ・交流及び共同学習 に関する打合せ ・学級経営案の作成	・個別の指導計画 及び個別の教育 支援計画の作成	・教室環境整備	・指導要録の作成 ・出席簿等の作成 ・通知表の作成	・通学路、通学方法 の確認 ・家庭訪問の計画 ・学級懇談等の準備
5月				・就学奨励費等の 手続き	
6月				・教科用図書の検 討	
7月	↓ ・教育課程の評価、 改善	・個別の指導計画 の評価、改善		↓ ・通知表の記入	・学級懇談等の準備 ・夏期休業の計画、 課題作成
8月			・教室環境及び 教材教具の改 善、準備		
9月～ 11月				・校内就学支援委 員会に向けての 資料作成	
12月	↓ ・教育課程の評価、 改善	・個別の指導計画 の評価、改善		↓ ・通知表の記入	・学級懇談等の準備 ・冬期休業の計画、 課題作成
1月					
2月	↓ ・教育課程の評価、 次年度の教育課程 の編成	・個別の指導計画 等の評価、次年 度の個別の指導 計画等の作成		↓ 卒業関連事務 ・通知表の記入 ・指導要録等の記 入 ・次年度への引き 継ぎ事項の作成	
3月					・学級懇談等の準備 ・年度末休業の計 画、課題作成

1 校内支援体制の整備

手引（改訂版）

○特別支援学級の経営 V-1（1） P54～

○通級指導教室の経営 III-1 P67～

特別支援学級

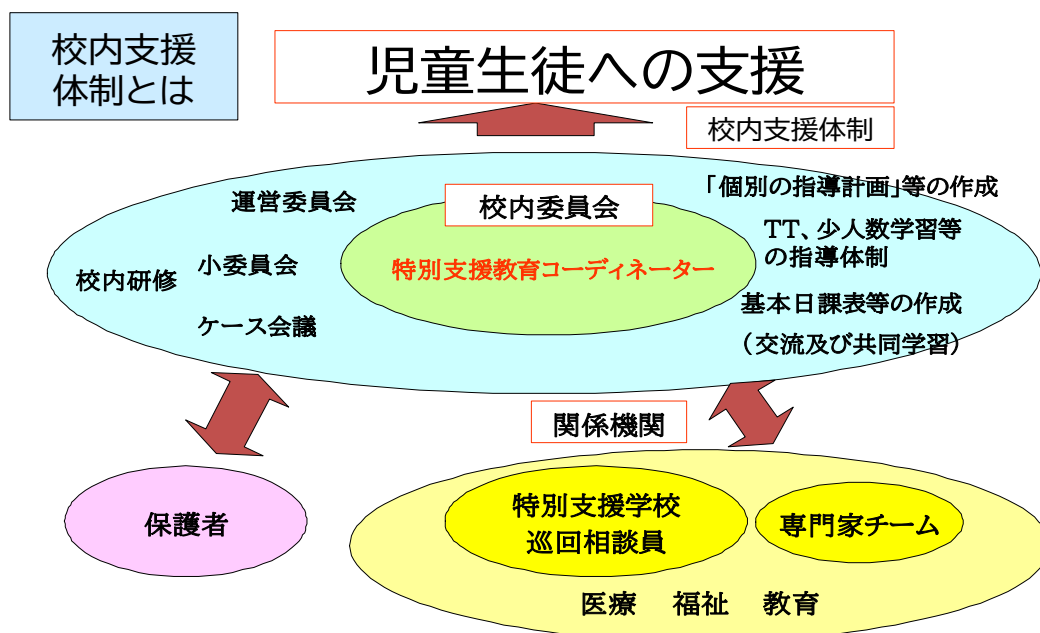
通級指導教室

特別支援学級や通級指導教室を含め、教育上特別の支援を必要とする児童生徒が、一人一人の能力を發揮し、成長するには、その担任（担当）を含めた関係者の共通理解や協力のもと進めていく必要があります。

特に、交流学級や在籍学級との日課表の調整、個別の指導計画の作成等、特別支援学級等の担任（担当）一人が解決できない課題がたくさんあります。

そのため、全職員の共通理解の上で有効な支援方法を検討し、支援するシステム（体制）を作ることが重要です。

校内委員会を活用した組織的運営



参考資料：自律教育シリーズ第1集より

校内委員会は、課題の共通理解、実態把握、具体的な支援方法等について検討します。その他校内委員会の機能は、以下のとおりです。

- ①対象児童生徒の情報収集と実態把握（アセスメントから支援へ）
- ②具体的支援方法の検討（支援の方策の明確化 → 「個別の指導計画」作成）
- ③特別な支援を必要とする児童生徒に対する学校内で必要な対応策の立案
（校内支援体制づくりの検討 → 必要に応じてTTや個別指導、小集団グループによる指導等の対応）
- ④特別な支援が必要な児童生徒への関係機関と連携した対応計画の検討
（「個別の教育支援計画」の作成）
- ⑤教職員に対する研修の組織化（子ども理解と対応の共通理解や専門性の向上）
- ⑥校内児童生徒に対する障がい理解教育の推進（交流及び共同学習）
- ⑦特別な支援を必要とする子どもにわかりやすい環境づくり
- ⑧保護者との相談・支援および連携
- ⑨保護者・地域への理解啓発活動
- ⑩校内支援体制の再確認、児童生徒の変容及び支援方法に関する評価

児童生徒は、複数の場面で学習を受けていますので、担任の判断だけでは解決できにくい問題があります。特に、以下の内容については、校内委員会での協議内容とするかは別にして、十分に共通理解を図って進めていく必要があります。

○日課表の調整 ○個別の指導計画の作成 ○個別の教育支援計画の作成 等

2 学習環境や施設の整備

特別支援学級

通級指導教室

経営の手引（改訂版）

○特別支援学級の経営 IV-3（4） P32～

V-1（2） P55～

○通級指導教室の経営 III-5 P70～

児童生徒が過ごしやすく、安全・健康的な学習の場を設定することが必要です。

注意をそらしたり大切な情報をわかりにくくしたりする余分な情報を取り除き、「今大切な情報」がわかりやすい環境を常に作る必要があります。以下にはこれだけはやってほしい教室環境の工夫のポイントを示しています。

◇学習・教室環境の整備

○集中して学習に取り組める環境整備

- ・黒板周りの掲示物は教室の後ろや横に移し、黒板周りをすっきりさせる。
(掲示物がなくせない場合は、開閉式のカーテンを使い、授業中は隠す)
- ・授業に関係のない板書や掲示物を黒板から取り除く。(配布プリント、磁石、メモ書き)
- ・授業用の黒板、掲示用の小黒板など使い分ける。
- ・授業に不必要なものを片付ける。(教卓・教師用机の上)
- ・授業中の言葉遣いや発言の仕方 ←丁寧な言葉遣い、パブリックの場
- ・その他静かな環境の確保

○準備・片付けがわかりやすく示された環境


- ・持ち物の置き場の明示。(例：水筒をまとめて置く場所をビニールテープで囲う、ファイルに入れておくための整理ケースを学級の人数分用意する)
- ・個人の持ち物の整理の仕方を明示。(机の引き出しを箱で区切る)
- ・プリント類の整理の仕方の指導。(ノートに貼る、ファイルに入れる)
- ・教材の準備の仕方を視覚的に示す。(準備できた状態を図や写真で提示) など

参考：「学習・教室環境の整備」については、『ユニバーサルデザインの良さを取り入れた学級
・授業づくりハンドブック 大分県教育センター』に詳しく示していますので、参照ください。


☆また、学校施設の条件がそろえば、児童生徒の実態に応じて、以下のような工夫も考えてみましょう。

工夫:物理的構造化


活動の領域別に教室等を区切り、この場所ではこの活動をするというように、活動と場面对應させて構成する方法。その場所に行けば、そこで、何をすることがわかりやすくなる。




朝の会
エリア



着替えの場



学習する
場所



個別の教材
置き場

留意点

- 活動と場所を一対一対応させる…学習、食事、休憩、着替えの場所をじゅうたんやしきり(パーティション)などで区切る。
- 友だちと一緒に活動だと集中できにくい場合、個別のエリアを設定する。
- 余分な刺激が入らないように、鏡や窓のある場所は、学習エリアを設定しない。
- いつも同じ場所で同じ活動ができるようにすること。

☆なお、以下には、障がい別の基本的な配慮点を示しています。参考にして教室環境等を整えてください。

視覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○歩行の妨げになるようなものは置かない(廊下・教室等) ○道具を置く場所は最初に定位置を決める (予告なしで模様替えをしない) ○机の角や突起物などには、カバーをする(安全面への配慮) ○適切な採光の確保 ○音や触覚を活用できる工夫(他の感覚の活用) 等
聴覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○防音の工夫 ○音が反響しない工夫 等
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ○車椅子や歩行の妨げになるようなものは置かない (廊下・教室等) ○畳やじゅうたんのスペースを準備(休憩スペース) ○机の角や突起物などには、カバーをする(安全面への配慮) ○手洗い・排泄等、利用しやすい補助具の工夫 等
病弱	<ul style="list-style-type: none"> ○休憩スペースの確保 等
自閉症 ・情緒障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○気が散らないようにシンプルな環境 ○視覚支援(文字・写真・絵等の活用) 等
知的障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○分かりやすいような写真・絵の提示 ○言語刺激(文字)等の掲示 等

参考:
 学習環境や施設整備については、合理的配慮の観点等から、『特別支援学級及び通級指導教室経営の手引き(改訂版)大分県教育委員会』に詳しく示してありますので、参照ください。

3 学級（教室）経営案の作成

経営の手引（改訂版）

○特別支援学級の経営 IV-1・2 P23～

特別支援学級

通級指導教室

学級経営案は、学校教育目標のもと、在籍する児童生徒の障がいの状態や特性等を考慮した学級の重点目標や方針及び計画を明確にしたものが学級経営案です。

作成にあたっては、

- 在籍する児童生徒の詳細な実態把握(障がいの状態や特性、学級全体の傾向)
- 児童生徒像の明確化・具体化
- 目標達成のための方針や計画の具体化

を図っていきましょう。

通級指導教室に通う児童生徒は、在籍学級の担任が学級経営案を作成していますが、保護者・本人に、通級指導教室の経営方針や個々の目標達成のための重点や方向性を具体的に示しておく必要があります。

【記述内容と記述例】

学級経営案の記述内容については、各学校又は各市町村教育委員会で定めていますので、以下に例を示します。

〈記述内容〉

- 学級目標
 - ・目指す児童生徒像
- 学級の実態
 - ・学級の構成や傾向、雰囲気
 - ・個々の児童生徒の障がいの状況や学習の様子等
- 学級経営の方針・指導の重点
 - ・学習指導面
 - ・生活指導面
 - ・特別活動、学校行事・集会等への参加の仕方
 - ・健康安全指導
 - ・学習環境
 - ・交流及び共同学習
 - ・家庭や地域、関係機関との連携等

〈小学校の作成例〉

学 級 経 営 案

○○学級 担任 ○○ ○○

1. 学校教育目標と重点目標

学校教育目標

豊かな子 鍛える子 知恵のある子

重点目標

心の教育、相談活動の充実 健康に対する意識の高揚 活用力（表現力）の向上

2. 児童の実態

○構成 ○年生 ○名 ○年生 ○名

	学習面	生活面
A児	<ul style="list-style-type: none"> ・ひらがなの読み書きはほとんどできない。身近な物で名前を知っている物でも正しく発音できないことが多い。 ・10までの数唱はできるが、1対1対応でつまずくことが多い。 ・学習に対する意欲が旺盛で、活動に進んで取り組もうとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身辺自立はほぼできているが、見守りは必要である。 ・明るい性格で情緒も安定している。 ・積極的に集団の中に入り、周囲の子どもたちの行動を真似て自分も活動しようとする。 ・給食当番など、交流学級での活動も楽しんで仕事ができる。
B児	<ul style="list-style-type: none"> ・ひらがなの読み書きはほぼできるが、読みは、一文字ずつの拾い読みで、書くことは、2、3文字の言葉でも難しい。 ・10までの1対1対応でつまずく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の思い通りにならないと突然座りこんで動かなくなることがあり、集団行動をとることが難しい。 ・自分のしたいことがなかなかやめられず、

3. 学級目標と具体的方策

友だちとなかよくする子	あきらめずにがんばる子	楽しんで活動する子
<ul style="list-style-type: none"> ・元気のよいあいさつや返事ができるように声かけをする。「ありがとう」や「ごめんなさい」などの言葉が素直に言えた時には、大いにほめる。 ・時間を守って行動できるように、スケジュール表を使って一日の流れを確認したり、タイマーや時計を活用したりする。 ・毎日の「ひまわり通信」を通して児童の様子などについての情報交換をし、学校と家庭が連携して、同じ方向で取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分のことは自分でできるように声かけをし、見守る。(荷物の整理、排せ、着替え、給食の片付けなど) ・学校生活の中のがまんしなければならぬ場面でもひとがんばりできるように励ます。 ・集団行動に参加できる時間を伸ばせるように促す。 ・運動会や持久走大会では、児童のペースに合わせながら力を出し切れるように励ます。 ・苦手なことにも少しずつ挑戦させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に結びつくものを教材にしたり、操作活動や模擬体験を取り入れたりすることで、学習意欲を高める。 ・1時間の授業の流れを事前に提示し、見通しを持って取り組めるようにする。 ・3人で活動する場を設定し、ゲーム的な活動などを通して学習の定着を図る。 ・漢字や計算などの繰り返し学習で基礎基本を確実にする。 ・交流学級でも自分でできる活動に取り組めるように支援する。

4 教育課程の編成、年間指導計画の立案

経営の手引（改訂版）
 特別支援学級の経営 II P7～
 IV P23～
 通級指導教室の経営 II P63～

特別支援学級

通級指導教室

学校において編成する教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した教育計画です。

特別支援学級では、小学校・中学校の学習指導要領と特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の内容を十分に踏まえ、両者を適切に取り入れたり使い分けたりして「特別の教育課程」を編成することが求められます。具体的には、平成29年度の学習指導要領の改訂により、『障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れること。』が示されている他、以下のことが可能です。

- ①各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える。
- ②各教科を、知的障がい者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替える。
 （各教科等を合わせた指導を行うことも含む）

特に、知的障がいのある児童生徒は、その状態や発達段階等から、具体的な指導内容の選択、指導の形態の選択、授業時数等を各学校で創意工夫して編成する必要があります。

知的障がいのない児童生徒の教育課程編成に際しては、「指導内容を精選する」「基礎的・基本的な事項を重点化する」等の障がいの状態、学習の習熟の状況を考慮し、教育課程を編成する上で配慮が必要になります。

また、通級による指導は、自立活動の内容を参考とした指導ですので、個別指導が中心となります。個別の指導計画にどのような内容が示されているかによりますが、個別に年間指導計画を作成すると、指導に見通しが持て、計画的な指導を進めることができます。

なお、通級による指導は教科の補充学習ではないことに十分留意して、個別の指導計画等を作成する必要があります。

（1）教育課程設定について

教育課程案の編成内容については、各学校又は各市町村教育委員会で定めていますので、以下に例を示します。

〈教育課程の編成内容例〉

項目	留意事項
○子どもの実態把握	・全体的な実態、各教科等の実態等を把握。
○指導内容の選択	・学習指導要領の目標や内容等を手がかりに、どの教科のどの部分を内容として取り上げるのかを検討
○指導の形態等の決定	・どのような指導の形態で指導をするのかを決定 （各教科等を合わせた指導を実施するかも含めて決めます。）
○形態ごとの指導目標・指導内容の決定	・適切かつ系統的な指導内容の検討 ・教務、交流学級担任などと相談して作成
○形態ごとの指導時数の決定	・知的障がいのある児童生徒にあった時間配分を検討 ・弾力的な取扱いの検討
○指導形態別年間指導計画の作成（教材・指導目標）	・年間を通した指導の見通しを立てます ・教材、指導内容、指導時数等の決定
○基本日課表・学校行事の計画の策定	・教務、交流学級担任などと相談して作成

※近隣校や近くの特別支援学校、専門家チーム等に相談し、編成の助言を得るとよいでしょう。

(2) 年間指導計画について

年間指導計画の様式は、各市町村教育委員会や各学校によって定められていて、年間指導計画に、個別に指導内容等を示している場合もあります。個別の指導計画と年間指導計画の記述内容を比べて、どの内容をどこに書くのかを整理する必要があります。

参考：教育課程の編成については、

『「特別支援学級及び通級指導教室経営の手引き（改訂版）大分県教育委員会」
に詳しく示してありますので、参照ください。

5 時間割の設定

経営の手引(改訂版)

○特別支援学級の経営 II

P7~

○通級指導教室の経営 II

P63~

特別支援学級

通級指導教室

時間割を作成するにあたっては、指導内容・指導形態(領域や教科等)・必要な指導時数等を仮決定してから作成することが望ましいです。

複数の学年等で児童生徒が構成している場合は、例えば、特別支援学級では、どの時間に交流学級で学習するのか等、大変複雑な時間割になり、他学級と十分に共通理解を図る必要があります。

また、1学期が始まって時間割を変更しようとしても、他学級の時間割も変更する必要が生じてしまいます。中学校は教科担任制ですし、小学校でも、習熟度別学習を取り入れたり、教科担任制を取り入れたりしていますので、途中からの変更は非常に難しい面があります。

このようなことから、特別支援学級等の時間割は、教務主任や学年主任と連携しながら、早めに作成する必要があります。

基本日課表の作成にあたっては、以下のことに留意する必要があります。

- ◎特別支援学級等在籍の児童生徒の大まかな教育課程、個別の指導計画を作成した上で、基本日課を作成、調整する。
- ◎他の教員と連携して、調整する。
- ◎障がい特性や特別支援学級等の授業の特徴を考慮して編成する。

- 交流及び共同学習などの状況(学級)、在籍学級の状況(通級)を考慮しながら作成する。
- 学級・教室での授業形態(集団・個別)を考慮して、作成・調整する。
- 日常生活の指導など日々継続して取り組ませる必要があるものは帯状に設定する。
- 日常生活の指導→教科(国語・算数等)→各教科等を合わせた指導→教科(図工・体育)など、一日のリズムを一定にし、見通しが持てるように設定する。
- 生活単元学習や作業学習は活動時間も考慮して、2時間続きの授業も検討する。

※準じた教育を行う場合は、各学年の総授業時数に準じますが、知的障がい特別支援学校の各教科に基づいて特別の教育課程を編成した場合は、各教科等に時数の規定はありません。一人一人の子どもたちのニーズに応じて児童生徒に合った時間割を作成しましょう。

知的障がい小学校の例					
	月	火	水	木	金
	朝の会				
1	日常生活の指導				
2	国語/算数				
3	生活単元 学習	体育(交流)	生活単元 学習	体育(交流)	生活単元 学習
4		音楽(交流)		音楽(交流)	
5	道徳	総合	自立活動	書写(交流)	図工 (交流)
6				図書	

知的障がい中学校の例					
	月	火	水	木	金
	朝の会・朝の活動				
1	体育				
2	国語/数学				
3	生活単元 学習	音楽 (交流)	生活単元 学習	美術 (交流)	生活単元 学習/作業 学習
4	生活単元 学習/作業 学習	自立活動	生活単元 学習/作業 学習		
5	音楽 (交流)	総合 (交流)	家庭科 (交流)	自立活動	英語
6	学活			社会	道徳

○ 自閉症・情緒学級等、知的障がい以外の児童生徒の場合は、以下の点に注意してください。

- ・ 日常生活の指導等、各教科等を合わせた指導を設定してはいけません。
- ・ 基本的には、各学年の教科ごとの標準の授業時数に準じて設定する。
- ・ 必要に応じて、自立活動の時間を設定することができる。

6 個別の指導計画の作成

経営の手引（改訂版）

○特別支援学級の経営 IV-4（5） P53～

○通級指導教室の経営 III-3 P68～

特別支援学級

通級指導教室

個別の指導計画は、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、きめ細かな指導・支援が行えるよう、教育課程や全体指導計画、個別の教育支援計画等を踏まえて、指導目標や指導内容・方法等を明確にした指導計画のことであります。

特別支援学級及び通級による指導では、その作成と活用は必須であることが小・中学校学習指導要領に示されています。

個別の指導計画を作成する際は、国語や算数・数学等の教科や、社会性や行動面等に関する指導それぞれについて、児童生徒の発達段階、認知の偏り、特性等を考慮して作成します。

また、単元や学期、学年等ごとに作成し、それに基づいた指導を実施・評価し、PDCAサイクルによって改善を図ることが重要です。

作成や活用に関する具体的な内容は、以下にも示しております、『個別の指導計画作成・活用マニュアル（本編）』（大分県教育委員会 特別支援教育課）に、具体的な例示と共に示されていますので、参考にされるとよいでしょう。

併せて、『個別の指導計画作成・活用マニュアル～資料編～』には、実態把握等に活用できる「（知的障がい特別支援学校の各教科の）指導内容チェック表」や、発達障がいを含む様々な障がい種ごとの自立活動での指導の具体的例示が示された「特別支援学校学習指導要領自立活動編（説明会配付資料より）」等が記載されていますので、こちらも活用されるとよいでしょう。

参考：個別の指導計画の作成・活用については、

『個別の指導計画作成・活用マニュアル 大分県教育委員会 特別支援教育課』

に詳しく示してありますので、参照ください。

※大分県教育庁HPよりダウンロードできます)

7 個別の教育支援計画の作成

特別支援学級

通級指導教室

経営の手引（改訂版）

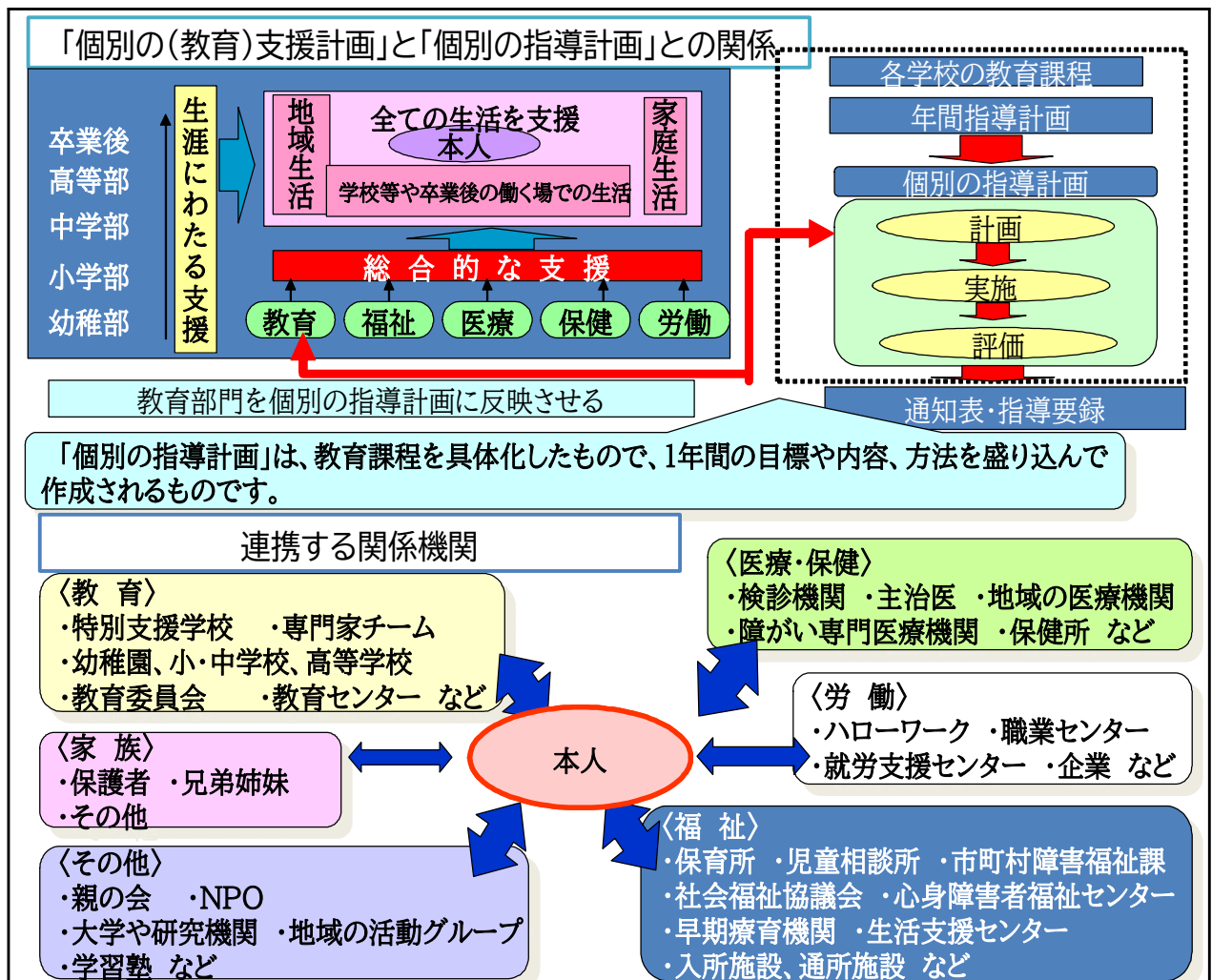
○特別支援学級の経営 IV-4 (5) P53~
○通級指導教室の経営 III-3 P68~

個別の教育支援計画は、①長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して的確な教育的支援を行う、②長期的な見通しの下、児童生徒を中心に据え、関係機関がお互いに連携しながら支援を行うために、立てられた計画のことです。学校でどのようにして指導を進めるのかを記載した個別の指導計画とは異なるものです。

これからは、教師だけで児童生徒を育てるのではなく、児童生徒にかかわるいろいろな関係機関が連携をとり、それぞれの資源やノウハウを活用することが必要になります。「個別の教育支援計画」を作成にあたっては、関係機関とのネットワーク作りが不可欠です。

- 本人の生活(学校や地域など)をトータルに捉えて支援するためのもの
- ・本人を中心とした個別のネットワークを形成し、本人のニーズに応じて支援に必要な社会的資源を活用し、本人を支援していく
- 本人への生涯にわたる効果的な支援ができるようにするためのもの
- 総合的な支援で本人の社会参加を進めるもの

以下には、「個別の指導計画との関係」や「連携する関係機関」を示しています。



(1) 個別の教育支援計画(例)の設定

特別支援学級や通級指導教室については、作成と活用が義務づけられています。
作成の仕方は、以下のとおりです。

- 保護者との共通理解を図りながら、主な支援者・支援施設(学校の場合は、学校・学級担任)が中心となって作成(原案)する。
- ケース会議を実施し、内容・サービス等について関係機関と共通理解しながら、必要に応じて加筆・修正する。

以下に、「記述内容」「記述様式例」「作成にあたっての留意事項」等を示しています。

〈個別の教育支援計画の記述内容例

※大分県教育委員会が示した内容例)

(1) 個別の教育支援計画 I (様式1:フェイスシート)		(2) 個別の教育支援計画 II (様式2:支援シート)	
項目	記述内容	項目	記述内容
① 氏名 ② 性別 ③ 生年月日 ④ 転入学、入所等 ⑤ 保護者名 ⑥ 住所 ⑦ 家族構成	<p>① 転入学 (園) 入所時に調査した内容を記述する。 (指導要録等の記録から転記してもよい)。 ② 指導要録等の記録から転記してもよい。 ③ 転入学、入所等の変更があった場合は、二重線を古いものに引き、訂正する。 ④ 同居する家族について記述する。 例) ① 父 (43) 生年月日: 昭和38年3月 ※保護者が生年月日について記載をたたくない場合は、家族構成のみを記述する。 ⑤ 妊娠出産時の状況、発達面の状況、発達面の乳幼児検診での所見を記述する。 ⑥ 発達面の状況では、首のすわり、歩き始め、始語、食事、書写、排泄等の自立等について記述する。 ⑦ これまで、本人が受けた教育、これまでの相談歴、福祉サービスを受けている場合は福祉内容を記述する。 ⑧ 「支援機関」「支援期間」「支援内容」について、記述する。 ⑨ 現在継続中の支援については、(継続)と記述する。 ⑩ 診断については、種が異なる場合は、この該当欄に記入する。 ⑪ 断日、診断機関をこの該当欄に記入する。 ⑫ 複数診断されている場合は、その旨を記入する。 ⑬ 疑いがある場合、診断された場合も記述する。 ⑭ 変更点や追加を加筆していく。(文末には日付を記入) ⑮ 手帳の取得、身体障害者手帳の交付を受けている人について記述する。 ⑯ 更新等があった場合は、更新日、級を記述する。</p>	<p>① 生活の中で困っていること ② 保護者や本人の願い ③ 支援目標 (長期の目標) ④ 支援場面・支援内容 (サービス)・支援者 ⑤ 支援方針 (短期の目標) ⑥ 支援経過及び評価</p> <p>※裏面の記載は、必要に応じて、支援経過・特記事項を記述する。</p>	
【裏面】 子どもの発達などに伴う等 途中変更があった場合は、加筆したり、新たに裏面の様式をファイルを追加したりして修正する。	<p>① 検査等の結果 ② 身体・健康 ③ 幼児児童生徒等の様子 ④ 現在の生活スケジュール</p> <p>① 漢検寺式等の発達検査、WISC等の知能検査、S-M式社会生活能力検査等の検査をしていれば、結果を記述する。 ② 複数検査を受けた場合は、全て記述する。 ③ 身体、健康は、現在の健康状態や、これまでの通院歴については生まれてから主なものを記入する。 ④ 「発作」の項には、有無を回数、頻度を記入する。 ⑤ 高な場合には、日帯離棄している薬についても記入する。変更があれば加筆する。(まずには日付を記入) ⑥ その他、健康上配慮が必要な内容を記述する。 ⑦ 学習面、社会性、コミュニケーション、身辺自立、余暇活動等について、子どもの現時点の状況を記述する。 ⑧ できること、できないこと、得意なこと、苦手なことを記述する。 ⑨ 学校生活のみではなく、家庭生活、社会生活での様子など、学校生活から記述する。 ⑩ 現在の生活スケジュールを大まかに記述する。 ⑪ 学校、スポーツクラブ、ショートステイ等、関係機関を利用している場合も記述する。</p>	<p>【各場面毎の記述内容】</p> <p>○学校 (園) における支援の内容 (ただし、具体的な支援内容については、個別の指導計画に記述する)。 ○教育の相談機関とその内容 (教育センター、特別支援学校等) 等</p> <p>○家庭における支援内容 等 ○入所施設、通所施設等の利用 等 ○市町村で実施されている子育て支援事業等の参加 ○福祉における相談・療育機関の利用 (発達障がい者支援センター等) 等</p> <p>○医療機関とその利用度、主治医からの「配慮事項」。 ○病院でのST・OT・PT等の訓練 ○相談機関等の利用 等</p> <p>○職業相談、合同集会からの支援 ○職業センターで実施される職業適性検査等の結果からの支援 等</p> <p>○スポーツ教室、ピアノ教室等の習いごと、地域のサークル、かわりのあるボランティアなどを記入する。</p>	

〈個別の教育支援計画の様式例

(様式1家)

【表面】

個別の教育支援計画Ⅰ（フェイスシート）(案)

作成機関: _____
 作 成 者: _____
 作成年月日: _____

①氏名 (ふりがな)	②性別 男・女	③生年月日	昭和・平成 年 月 日
④転入学 (週) 年 月 日	平成 年 月 日		
⑤住所 (ふりがな)	⑥保護者氏名	⑦電話番号 ()	緊急連絡先 ()
⑧家族構成	⑨妊娠・出産時の状況	⑩発達の状況	⑪3歳児検診等の所見
⑫生育歴	<input type="checkbox"/> 首のすわり () か月頃 <input type="checkbox"/> 夜泣きの有無 (激しい・普通・無し) <input type="checkbox"/> 歩き始め () か月頃 <input type="checkbox"/> 発語 () か月頃 <input type="checkbox"/> 摂食の自立 () か月頃 <input type="checkbox"/> 人見知り (激しい・普通・無し) <input type="checkbox"/> その他		
⑬サービス・相談機関等	⑭サービス等内容	⑮開始・終了	
⑯教育歴・相談歴・福祉歴			
⑰診断名			
⑱診断された年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑲診断機関			
⑳手帳の取得	無・有 () 程度 []	〔特記事項〕*更新等があった場合、記述する	
㉑身体障がい者手帳	無・有 () 障がい名 () 級 () 級	〔特記事項〕*更新等があった場合、記述する	
	交付年月日 ()		

※大分県教育委員会が示した様式例

子どもの実態把握表

【裏面】

検査名 実施年月日 実施機関	年 月 日	年 月 日	年 月 日				
検査結果や指導を受けた内容							
⑫身体・健康 の発達の有無 ⑬聴力の有無 ⑭その他 配慮事項	(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)				
⑮学習面							
⑯社会性							
⑰幼児児童 生徒の様子							
⑱コミュニケーション							
⑲身辺自立							
⑳余暇活動							
㉑その他							
㉒現在の生活スケジュール							
6:00	月	火	水	木	金	土	日
12:00							
18:00							
24:00							

(様式2家)

【表面】

個別の教育支援計画Ⅱ（支援シート）(案) 平成 () 年度

1. 生活の中で困っていること、保護者・本人の願い 2. 支援目標 3. 本人への支援

①生活上困っていること	②保護者や本人の願い	
③支援目標		
④支援場面・支援(サービス)内容・支援者	⑤支援方針	⑥支援経過及び評価
教育		
家庭		
福祉		
医療・保健		
学働		
その他		

4. 支援にかかわる記録

【裏面】

年 月 日	記 録

(2) 作成の手順と留意事項

【作成の手順】

① 障がいのある幼児児童生徒の実態・ニーズの把握

- 幼児児童生徒の実態把握は、保護者とともに、学校や関係者・機関が共通理解し把握する。
- 一人一人のニーズの把握…本人の現在の生活や将来の生活への希望等をもとに検討する。



② 実態やニーズに即した支援目標の設定

- 本人のニーズが受け止められ、かつ具体的な支援につながる目標を設定する。



③ 具体的な支援内容・支援機関(担当者)、支援方針等の明確化

- 支援目標を達成するために、学校・家庭・各関係機関が、支援を実施する内容を検討する。



④ 評価や改善

【作成等にあたって、留意すること】

○個人情報の保護・管理

個別の教育支援計画については、個人情報の保護が確保されることが不可欠です。その管理や使用の具体的なあり方について十分に検討することが必要です。

個別の教育支援計画の作成にあたっては、保護者に作成する目的、必要性、情報を共有する機関等について説明するとともに、保護者に、「作成についての同意」「個別の教育支援計画を他機関と共有すること」に対する同意を得ることが必要である。

○保護者の参画

幼児児童生徒への適切な支援を行う場合に、保護者は重要な役割を担うものであり、個別の教育支援計画の作成作業においては、保護者の積極的な参画を促し、計画の内容について保護者の意見を十分に聞いて計画を作成又は改訂することが必要です。作成にあたっては、事前に、保護者や関係者・機関へ作成の趣旨や手続きについて説明する必要があります。

○ケース会議

個別の教育支援計画は、多様な支援の円滑な実施を確保するために作成されるため、複数の関係者や関係機関がその作成、実施等の過程で関与することになります。ケース会議とは、一人一人を支援するために、本人を支える関係者・機関が協議する会議のことを言います。個別の教育支援計画を作成するにあたっては、ケース会議を設定し、協議して作成することが望ましいです。担当者が集まって協議することが難しい場合は、以下のように工夫することも大切です。

- 学校・保護者が中心に作成した個別の教育支援計画の原案をケース会議に提案し、協議する。
- 学校・保護者が中心に作成した個別の教育支援計画の原案を個別に持ち回り協議をする。
- 関係者が、全員集まれない場合は、事前に意見を聞いておく。 等

8 交流及び共同学習、在籍学級等との連携

経営の手引（改訂版）
 ○特別支援学級の経営 IV-3（4）
 P 39～
 ○通級指導教室の経営 III-1
 P 67～

特別支援学級

通級指導教室

（1）交流及び共同学習

交流及び共同学習は、小・中学校の特別支援学級と通常の学級の間で、実施方法を工夫しながら、日常の学校生活の様々な場面で行われています。

具体的な交流及び共同学習の場面は、以下の通りです。

- 校内の交流・・・通常学級との交流
- 地域交流・・・地域団体や住民等との交流
- 学校間交流・・・近隣校の特別支援学級・通常の学級、特別支援学校との交流
- 居住地校、居住地交流・・・自宅の所在地域の学校、団体、住民等との交流
 （他校の特別支援学級に通学している場合）

交流及び共同学習は特別支援学級の児童生徒にとっては、非常に大切な授業の一つです。よって、かわりだけを目的としたり、通常の学級の先生にまかせっきりにしたりするのは、望ましくありません。目標や指導方法をしっかりと確認して指導・支援にあたる必要があります。

※注…特別支援学級の児童生徒は、在籍が特別支援学級ですので、当該学年の通常学級で教科指導等の場面に参加することは、「交流及び共同学習」です。

以下には、交流及び共同学習の意義や法的根拠、留意事項を示しています。教育課程を編成する際に参考にしてください。

【交流及び共同学習の意義や法的根拠】

「交流及び共同学習」の意義

交流及び共同学習において、特別支援学級の児童生徒が通常の学級の児童生徒とともに活動することは、双方の児童生徒の経験を広げ、社会性や豊かな心を育てる意味で大変意義がある。交流及び共同学習に関わる教師や児童生徒がその意義を十分理解した上で実施することが大切。

特別支援学級の児童生徒のメリット

- ・生活経験を広め、豊かで優れた学習刺激の中で能力を伸長する機会。
- ・集団活動をととして社会性を育むことができる。

通常の学級の児童生徒のメリット

障がいのある児童生徒とともに活動することをとおして、障がいのある人に対する理解を深めたり思いやりの気持ちや自らの生き方を考えたりするなど、豊かな心を育てることが可能。

指導に当たる教師のメリット

- ・一人一人の児童生徒に応じた教育の在り方とその大切さを知る機会。
- ・担任間で協力し合って指導に当たることにより、共通理解を図る。

法令上の位置づけ

「他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」
 （小学校・中学校学習指導要領総則：第5学校運営上の留意事項2-イ）

「障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」
 （障害者基本法第16条第3項 平成23年8月改正）

教育課程上の位置づけ

- ◆ 活動する場所がどこであっても、児童生徒が在籍する学級の授業として位置づけられていることに留意すること。
- ◆ 教育課程上の位置づけ、目標の設定、評価をしっかりと行う。
- ◆ 特別支援学級及び交流学級の担任同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討する。
- ◆ 各学級や障がいのある児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うこと。
- ◆ 双方の児童生徒の教育的ニーズを十分把握する。
- ◆ 通常学級の児童生徒、特別支援学級の児童生徒、双方が自分の学級の児童生徒であるとの意識を持つ。

【指導の実際と指導上の留意事項】

校内での交流及び共同学習の形態	
① 学校行事での交流 (運動会・学習発表会・遠足・合唱コンクール・入学式など)	
② 総合的な学習の時間での交流	
③ 教科学習での交流 (音楽、体育・保健体育、図画工作・美術、国語、算数等)	
④ 給食や清掃活動、学級活動、児童会・生徒会活動、部活動での交流	
⑤ 休み時間を活用した交流	
⑥ 近隣の学校との交流 (おやつ作り、水遊び、収穫活動、ハイキング等)	
<p><交流及び共同学習の実際></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年や交流学級の行事に学年・学級の一人として参加する。 ・特定の教科(音楽、図工、体育等)を交流学級で共に学習する。 ・興味や関心の持てる特定の単元を選んで学習する。 ・朝の会、帰りの会、給食、係り活動等を交流学級で共にする。 ・学校や交流学級が行う総合的な学習の時間に、交流学級の一員として参加する。 	

「交流及び共同学習」に当たって必要なこと	
共通理解	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学級担任と通常学級担任等の共通理解(保護者・関係職員を含む) <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級の児童生徒の障がいの状態、発達段階、特性を踏まえた指導上の配慮点 ・役割分担 ・交流及び共同学習のねらいや学習内容 ・特別支援学級及び通常の学級の児童生徒に負担の状況の把握 <p>※事前・事後の話し合いを十分に行う</p>
具体的な内容の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○交流及び共同学習の意義を踏まえ、双方の児童生徒が段階的に学習を進めることができるように配慮 <p>※個々の目標や指導方法の明確化 ※児童生徒に応じた課題が設けられるか検討</p>
指導計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○無理なく継続的に続けるための指導計画 ○特別支援学級の児童生徒の実態に応じて、交流する教科等やその学習内容を選択、柔軟性をもって実施 ○特別支援学級の児童生徒の障がいの状態等に応じて、交流する教科や学習内容を選択し、柔軟性をもって実施 <p>※特別支援学級担任として、個別の指導計画を作成して実施 ※最初から交流の内容・時間・回数などをすべて決めてしまわず、様子を見ながら柔軟に対応</p>
参加しやすい環境作り	<ul style="list-style-type: none"> ○参加しやすい環境づくり ○安全確保 ○主体的に取り組める活動や環境設定 ○適切な教材・教具の準備 ○支援体制の工夫
その他	<p>【行事などの交流】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①入学式、卒業式等で交流学級に入る場合は、整列位置や役割分担などについては、学級の一員であることを意識できるように、個に応じた配慮 ②修学旅行や運動会では、障がいのある児童生徒と行動をともにするグループの構成に配慮 ③清掃や給食、ホームルームなどの活動では役割分担を明確にして、学級の一員として行動できるように配慮

(2) 通級指導教室における在籍学級との連携

特別支援学級とは異なり、通級による指導を利用する児童生徒の基本的な生活場面は在籍する通常学級であり、週に数時間通級指導教室へ通うという形態をとっています。

通級指導教室の学習内容は、自立活動を参考にした指導ですから、通常学級での学習面、生活面の困難の改善・克服を目指して、通級指導教室の授業が構成されています。したがって、実態把握は在籍学級を中心に行われ、通級指導教室で指導した内容の最終的な評価も在籍学級でも行われる必要があります。

学校生活の多くをともに過ごす学級担任と指導の専門家である通級指導教室の担当が、十分に連携を保ちながら指導を進めていく必要があります。

また、通級指導教室には、自校通級に加え他校にある通級指導教室に通う他校通級も行われていますので、他校にいる先生方と綿密に連携を取る必要があります。

以下には連携の内容と方法を示しています。

【在籍学級担任との連携の内容／方法】

【連携の内容】

- 学習面・生活面での実態把握(授業観察、困り場面の決定)、指導目標、指導方法(般化指導も含む)の共有化→個別の指導計画、教育支援計画作成・評価等のための連携
- 在籍学級担任の対象児童生徒の特性等の理解
- 日程の調整・日程の変更 → 学期当初からの日程の決定・伝達、予備日の設定
- 日頃からの情報交換 等

【困りと改善の方法】

- 情報交換のための時間調整(時間が十分にとれない)
 - ・休み時間・放課後のちょっとした時間の活用
 - ・複数の学級にまたがる場合は、緊急以外は、曜日を決めて情報交換
 - ・校内委員会の定期的開催
 - ・こまめに情報交換を積み重ねる 等
- 担任からの迅速・的確な情報提供
 - ・通級指導教室担当が、あらかじめ、迅速・的確に提供してほしい情報を明示する(例えば、自立活動の内容の通常学級での定着状況) 等
- 詳しい話をする時間の確保
 - ・校内委員会の活用(支援ツール、教材・教具の持参等での具体性を持った協議) 等
- 他校通級の児童生徒の連携
 - ・連絡ノート、連絡帳の活用 等

9 キャリア教育・進路指導

経営の手引(改訂版)
○特別支援学級の経営 V-1 (6)
P58~

特別支援学級

「キャリア教育」とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して「キャリア発達」を促す教育のことです。一方、一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育が「職業教育」であり、狭義の意味でキャリア教育と捉えられます。

さらに、進路指導は、本来、どのような人間になり、どう生きていくことが望ましいのかといった長期的展望に立った人間形成を目指す教育活動ですので、キャリア教育と目指すところは同じであると考えられます。

主として、キャリア教育では、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」といった基礎的・汎用的能力を育成することが必要ですので、教育活動全体を通して指導していく必要があります。特に、特別支援学級の子どもたちにとっては、キャリア教育で、「社会生活を主体的に生きる力の育成」といった生きるために必要な意欲・態度を育てることが必要です。

(1) 知的障がいのない児童生徒のキャリア教育

知的障がいのない児童生徒の場合は、小・中学校に準じた教育課程を編成していますので、通常の授業の中で、基礎的・汎用的能力の観点から、個々の障がいに配慮して、指導内容や教育活動を工夫して指導を進めていくことが必要です。

以下には、キャリア教育の重点的指導例と特別支援教育における配慮事項を示しています。

キャリア教育を行う上での重点的指導例

基礎的・汎用的能力	重点指導例
人間関係形成・社会形成能力	様々な立場や考えの相手に対して、その意見を聴き理解しようとする
	相手が理解しやすいように、自分の考えや気持ちを整理して伝える
	自分の果たすべき役割や分担を考え、周囲の人と力を合わせて行動しようとする等
自己理解・自己管理能力	自分の興味や関心、長所・短所などについて把握し、自分らしさを発揮する
	喜怒哀楽の感情に流されず、自分の行動を適切に律して取り組もうとする
	不得意なことや苦手なことでも、自分の成長のために進んで取り組もうとする等
課題対応能力	調べたいことがある時、自ら進んで資料や情報を集め、必要な情報を取捨選択
	起きた問題の原因、解決すべき課題はどこにあり、どう解決するかを工夫
	活動や学習を進める際、適切な計画を立てて進めたり、評価や改善を加えて実行したりする等
キャリアプランニング能力	学ぶことや働くことの意義について理解し、学校での学習と自分の将来をつなげて考える
	自分の将来について具体的に目標をたて、現実を考えながらその実現のための方法を考える
	自分の将来の目標の実現に向かって具体的に行動したり、その方法を工夫・改善したりする等

「特別支援教育」におけるキャリア教育推進のポイント

○特別支援教育は、発達障がいを含め障がいのある児童生徒に対し、その自立や社会参加に向けて持てる力を伸ばすという観点から、適切な指導及び必要な支援を行うものである。障がいのある児童生徒については、各学校段階での考え方に加え、個々の障がいの状態に応じたきめ細かい指導・支援の下で、適切なキャリア教育を行うことが重要である。

○障がいのある児童生徒については、自己の抱える学習や社会生活上の困難について総合的に適切な認識・理解を深め、困難さを乗り越えるための能力や対処方法を身に付けるとともに、職業適性を幅広く切り開くことができるよう、個々のニーズにきめ細かく対応し、職業体験活動の機会の拡大や体系的なソーシャルスキルトレーニングの導入等、適切な指導や支援を行うことが必要である。

○その際、学校は、医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携により作成した個別的教育支援計画を活用して、生徒や保護者の希望も尊重しながら、生徒が主体的に自らの進路を選択・決定できるよう、適切な時期に必要な情報を提供するなど、進路指導の充実に努めることが重要である。

(2) 知的障がいのある児童生徒のキャリア教育

知的障がいのある子どもの教育は、自立し、社会参加をするために必要な「生きる力」を育てることを目指しています。つまり、社会生活を送る上で必要となる様々な事柄を体験的、实际的に学ぶことをとおして、子どもが自らの生活を主体的、自立的に営むことができるようにする教育であり、言い換えると、生活を豊かにしていくための教育です。

ですから、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる「キャリア発達」を促すキャリア教育と目指すところは同じであるといえます。

知的障がいのある子どものキャリア教育を進めるにあたっては、これまでの知的障がい教育の取組を、キャリア教育の視点から見直すことが重要です。

以下には、いわゆる4領域8能力と領域ごとの指導内容の例を示しています。「基礎的・汎用的能力」と「いわゆる4領域8能力」は、関係していますので、指導の参考にしてください。

「いわゆる4領域8能力」と知的障がい教育における指導内容の例

人間関係形成能力	自他の理解能力:自己理解を深め、他者の様々な個性を理解し、互いに認め合うことを大切に行動していく能力	<ul style="list-style-type: none"> ○人とのかかわり(小・中・高) ○自己理解・他者理解(中・高)
	コミュニケーション能力:多様な集団、組織の中で、コミュニケーションや豊かな人間関係を築きながら、自己の成長を果たしていく能力	<ul style="list-style-type: none"> ○集団参加(小・中・高) ○協力・共同(中・高) ○意思表示((小・中・高) ○場に応じた言動(中・高) ○挨拶・清潔・身だしなみ((小・中・高)
情報活用能力	情報収集探索能力:進路や職業等に関する様々な情報を収集・探索するとともに、必要な情報を選択・活用し、自己の進路や生き方を考えていく能力	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な情報への関心(小・中・高) ○社会資源の活用とマナー(小・中・高) ○法や制度の活用(高) ○金銭の扱い(小・中・高) ○金銭の使い方と管理(中・高) ○消費生活の理解(高) ○はたらくよろこび(小・中・高) ○役割の理解と働くことの意義(中・高)
	職業理解能力:様々な体験等を通して、学校で学ぶことと社会・職業生活との関連や、今しなければならないこと等を理解していく能力	
将来設計能力	役割把握・認識能力:生活・仕事上の多様な役割や意義及びその関連等を理解し、自己の果たすべき役割等についての認識を深めていく能力	<ul style="list-style-type: none"> ○習慣形成(小・中・高) ○夢や希望(小・中・高) ○やりがい(小・中・高) ○生きがい・やりがい(中・高) ○進路計画(小・中・高)
	計画実行能力:目標とすべき将来の生活や進路を考え、それを実現するための進路計画を立て、実際の選択行動等で実行していく能力	
意思決定能力	選択能力:様々な選択肢について比較検討したり、葛藤を克服したりして、主体的に判断し、自らにふさわしい選択・決定を行っていく能力	<ul style="list-style-type: none"> ○目標設定(小・中・高) ○自己選択(小・中・高) ○自己選択(決定、責任)(中・高) ○振り返り(小・中・高) ○肯定的な自己評価(中・高) ○自己調整(中・高)
	課題解決能力:意思決定に伴う責任を受け入れ、選択結果に適應するとともに、希望する進路の実現に向け、自ら課題を設定してその解決に取り組む能力	

(3) 進路指導

学校卒業時の進路選択の支援とともに、以下の内容について教育活動全般を通じて行うものです。

- 人間としてのより良い生き方への指導、支援
- 学校卒業後の自立して生活する力や働く力の育成

よって、進路指導とキャリア教育の目指す所は同じであると考えられます。以下には、学校卒業時の進路選択の支援にポイントを絞り配慮事項を示しています。

- 障がいの状態及び発達段階、特性等の把握
- 本人の将来に対する夢や希望等の理解、進路先の自己決定
- 進路学習、産業現場等における実習、進路相談を通して自立的に生活する力の育成
- 高等学校、特別支援学校の特徴の理解
- 学校・職場見学・体験
- 一人一人の児童の卒業後の生活につながる自立的な生活力の育成
- 将来の生活を見据えた進路に対する意識の高揚
- 進路に関する各種情報の収集・活用(特別支援学級や関係機関との連携)

※3年間の進路指導計画(年間、月間)の立案・実施

※保護者との連携・情報交換

10 保護者・関係機関との連携

経営の手引（改訂版）
○特別支援学級の経営 V-2(1)(2)
P60~

特別支援学級

通級指導教室

特別支援学級や通級指導教室に通学する児童生徒に、よりよい教育的支援を行うためには、家庭を含め、その子どもにかかわる人や機関がお互いに信頼関係を築き、連携のもと支援を進めていくことはとても重要です。その連携のツールの一つが、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」等であると考えられます。

必要に応じて積極的に関係機関等と連携し、児童生徒の指導・支援の充実を図りましょう。

(1) 保護者との連携

特別支援教育では、教師、保護者・本人が同じ方向に向かって、保護者との信頼関係を築きながら、学校と家庭が一緒になって児童生徒を育てていく姿勢が大切です。

日頃から、日々の小さな出来事も連絡を取り合い、お互いに共通理解を深めながら、指導内容や指導方法を考えていくことが必要です。具体的な連携は以下のとおりです。

【保護者との連携】

【連携の内容】

- 実態や教育的ニーズ、保護者・本人の願いの共有化
- 保護者の疑問や不安の受け止め
- 指導内容や指導方法についての共通理解
- 教育課程を含めた学校での指導の状況についての情報提供 等

【連携の場面】

- 保護者会
- 連絡帳
- 学級通信
- 家庭訪問
- 登下校時の連絡
- 個別面談 等

【連携ツール】

- 学級経営案
- 教育課程
- 個別の教育支援計画
- 個別の指導計画
- 個別の教育支援計画
- 相談支援ファイル 等

【参考：特別支援教育における保護者参画の実際】

- 個別の指導計画作成への協力…実態把握のための聞き取り(家庭や地域での子どもの様子等)
- 個別の教育支援計画作成への参画…作成メンバーの一人として作成に参画

(2) 関係機関との連携

学校は、児童生徒を中心に据え、様々な機関と連携しながら、支援を進める必要があります。

特に、障がいのある児童生徒は、様々なサービスを受けていることが多く、例えば、指導方法を同じにするなど関係機関が同じ方向性を持って指導を進めることが求められています。

例えば、医療機関であれば、「学校生活における配慮や助言」等は、学校生活の指導方法に活かされますし、「療育機関での訓練等の内容」は、自立活動等の指導内容や指導方法に活かしていくことができます。

このように、他の教育機関や医療機関、福祉機関等との連携がとても大切です。そのための連携ツールが個別の教育支援計画と言えます。連携する機関については、個別の教育支援計画の項で示していますので、参考にしてください。

なお、関係機関との連携は、十分な情報共有を行う一方で、個人情報の取扱いに十分に注意する必要があります。

参考：相談機関や医療機関等の情報は、

大分県ホームページ「障がい者福祉のしおり（福祉保健部障害福祉課）」参照

○相談支援ファイルって知っていますか？

支援を必要とする幼児児童生徒がライフステージに応じた適切な相談や支援を受けられるとともに、療育・保健・福祉・教育・労働等の関係者が連携して支援を続けるために市町村ごとに様式を工夫し、作成されたものです。



写真は、S市教育委員会が作成・活用しているファイルですが、保護者の希望があれば、教育委員会等でもらうことができます。支援ファイルの内容は以下のとおりです。

<相談支援ファイル「〇〇〇」の内容>

- フェイスシート: 氏名、年齢、家族構成、生育歴、主治医等の基礎情報
- サポートシート: 性格、食事、こだわり、言葉等の個別支援に必要な情報
- 支援の記録: 療育訓練、相談、検診、利用機関等の記録
- 保育・就学記録: 就学前・就学後の記録
- 支援シート: 個別の支援計画(教育、家庭、福祉、医療・保健等の連携)
- 実態把握表: 本人の現在の様子
- *個人記録保管袋: WISC等の検査記録を保管する

この内容に加え、必要に応じて、個別の教育支援計画、個別の指導計画等、児童生徒の成長の足跡をファイルしていきます。

この支援ファイルをツールとして、子どもの実態把握の共有、今後の指導・支援の共通理解等に活用できます。

○特別支援学校の巡回相談を活用し、連携しよう

特別支援学校では、地域の特別支援教育のセンター的役割の一環として、児童生徒の支援や保護者、教員の困りについて、教育の立場から助言を行っています。

相談内容は、「授業における指導支援」「個別の指導計画や教育支援計画作成に係る相談」等です。

特別支援教育の専門家としての特別支援学校と連携して、特別支援学級・通級指導教室の指導の充実を図りましょう。

11 これだけは知っておこう

経営の手引（改訂版）
 ○特別支援学級の経営 V-1(3)(4)
 P56～
 ○通級指導教室の経営 III-2
 P75～

特別支援学級

通級指導教室

通知表の作成

【特別支援学級】

特別支援学級の通知表は、各学級の教育課程等の違いによって、以下のように作成されていることが多いです。

- 通常学級で使われている通知表を使用
 - 特別支援学級で独自に様式を作成したものを使用
 - 通常の学級の通知表に、学習の記録等を添付
 - 個別の指導計画を目標に沿って評価したものを添付
- 等

知的障がいのない児童生徒の場合は、通常学級で使われている通知表を使用することも可能ですが、特に、知的障がいの特別支援学級の場合は、子どもの実態・目標も異なりますので、学習の様子、身辺処理の状況、対人関係なども詳しく記述することが必要です。

記述式で書く場合は、以下のことに留意して記述しましょう。

- 専門的な用語は控え、保護者に分かりやすい文章で具体的に記述する。
- 「教材」「実態」「目標」「指導方法」「評価」の要素をできるだけ入れて記述する。
- ポイントを絞って、特に、がんばったことを記述する。

※個別の教具を使用しているケースもあるので、絵や写真も活用することも考える。

※今後の学校での取組の方向性や、学校の指導をもとに、家庭で取り組んでほしい内容なども入れるとよい。

【通級指導教室】

通級指導教室の通知表は、在籍学級の担任が中心となって作成しますが、通級指導教室での指導の様子や到達状況をきちんと保護者・本人に知らせる必要があります。

通知表とは別に、指導の記録を添付したり、個別の指導計画の評価を説明したりすることも方法の一つです。

通級による指導の記録（例）

児童生徒氏名		性別		学年	
在学学校名		学級担任名			
通級による指導の週当たりの授業時数					
自立活動()時間・教科名[]()時間・教科名[]()時間					
指導期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
指導時間数	自立活動()時間 教科名[]()時間・教科名[]()時間				
【指導内容】					
【所見】					

指導要録の作成

指導要録の様式は、各学校の設置者である市町村が定めます。詳しくは、各市町村教委に確認してください。

【特別支援学級】

「学籍に関する記録」は通常の学級と同じ様式になりますが、「指導に関する記録」は、通常学級では、評価の観点に従って絶対評価を行うので、小・中学校に準ずる場合は、通常の学級の様式と同様で対応が可能です。一方、特別な教育課程を編成している場合は、教育課程に応じて様式を検討するとよいでしょう。特別支援学校の学習指導要領を参考にした教育課程を編成する場合は、特別支援学校の様式に記入するのも選択肢の一つです。「指導に関する記録」や「行動の記録」等では、より具体的に記述できる様式を工夫している場合もあります。

【通級指導教室】

在籍する通常学級の担任が作成しますが、指導要録の「総合的所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入することが求められています。学級担任と連携をして、記載内容を検討・作成してください。

【通級指導教室での指導の指導要録への記載】

指導要録への記入

14文科初第291号「障害のある児童生徒の就学について（通知）」

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。



指導要録の様式2(指導に関する記録)
「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に記入する。

総合所見及び指導上参考となる諸事項		
1学期	2学期	3学期

教科書の採択

手引き（改訂版）に示していますように、特別支援学級において、特別な教育課程を編成する場合で、検定教科書を使用することが適当でない場合は、学校の設置者が定めるところにより、

- 文部科学省著作教科書(いわゆる☆本等)
- 学校教育法施行規則第139条の教科書(一般図書)

を使用することができます。

年度によって若干時期は異なりますが、毎年6・7月頃に指定された特別支援学校で、一般図書や文部科学省著作教科書についての教科書展示を行っています。

実施機関・展示学校については、市町村教育委員会への事前の説明会にて、お知らせしますので、次年度の教科書を決める際には、市町村教育委員会にお問い合わせください。

※教科書展示は、展示する学校も展示時期も非常に限られていますので、事前に、情報収集をしてください。

Ⅱ 特別支援学級・通級指導教室での指導の進め方

1 障がいの状態に応じた指導

手引き（改訂版）

○特別支援学級の経営
Ⅳ-3(4)P32～

特別支援学級

通級指導教室

特別支援学級や通級指導教室は、障がい種ごとに教育課程を編成し、指導を進めています。そのため、その障がいの特性を十分に理解した上で指導にあたる必要があります。以下には、障がいごとに基本的な指導事項を示していますので、その内容を十分に踏まえた上で、特別支援学級や通級指導教室の指導にあたってください。

【障がい別の指導の進め方 《視覚障がい》】

- 視覚障がいのある児童生徒の可能性を最大限に伸ばす観点からの弾力的な指導形態、指導方法等
 - ・視覚を中心として学習を行う児童生徒か、視覚以外の触覚や聴覚等を中心として学習を行う児童生徒か、読みや書きの速さはどの程度か 等
- 必要な教育的対応の程度や時期の明確化
 - ・配慮が毎日必要なのか、特定の時間や特定の場面にのみ必要なのかといった必要性の程度
 - ・入学時に必要なのか、低学年で必要なのか、卒業まで継続的に必要なのかといった指導時期 等
- 個別的な対応の必要性の判断
 - ・触覚や聴覚等を活用した学習が中心となる場合、多人数の中での一斉指導では十分な理解が困難があり、一対一又は小グループでの個別指導が望ましい場合
- 視覚障がいを伴う重複障がいのある児童生徒の場合
 - ・障がいの状態や発達段階に個人差が著しいので、教育課程を編成する場合は、生育歴や現在に至る専門機関での対応等をできる限り把握するとともに、現在の発達の様子や行動の状況などを的確に理解することが大切

【特別支援学級では】

- 弱視の児童生徒の見やすい学習環境の整備
 - ・教室の全体照明や机上照明を整えて一人一人にあった照度を調整
 - ・直射日光を避けたり教室の照度を調節したりするためのカーテン等を設置
 - ・楽な姿勢で読書や作業を行うことのできる机や書見台を整備
 - ・反射光によるまぶしさをおさえることができる黒板を設置 等
- 保有する視力を最大限に活用できるようにするための特別の指導や配慮をしながら各教科等の指導
 - ・文字や絵などを大きくはっきりと提示して明確に認識できるようにするため、拡大教科書や拡大教材を有効活用
 - ・拡大読書器や各種弱視レンズ類等の視覚補助具を整備し、必要に応じて効果的に活用
 - ・視覚によって明確に認知することができるようにするための教材・教具の工夫
- 通常の学級の児童生徒の交流及び共同学習
 - ・各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの指導は、通常の学級との密接な連携の下で実施

【通級による指導では】

- 視覚認知、目と手の協応動作、視覚補助具の活用等の自立活動に関する指導

【障がい別の指導の進め方 《聴覚障がい》】

- 保有する聴覚を活用すること
- 音声言語(話し言葉)の受容(聞き取り及び読話)と表出(話すこと)及び多様なコミュニケーション手段に関すること
- 学習場面では、児童生徒の具体的な経験等に照らし合わせて、言語(語句、文、文章)の意味理解を促進し、思考へと発展させること
- 読書の拡充など、言語概念の形成に関すること
- 人間関係の拡充、常識の補充に関すること
- 中学校の段階では、小学校の段階に加えて、以下のような指導内容が必要
 - ・障がいの自覚や心理的な諸問題に関すること
 - ・進路に関すること

【特別支援学級では】

- 小・中学校における各教科等の内容
- 特別な必要性に応じたもの(自立活動)
 - ・聴覚活用に関すること
 - ・音声言語(話し言葉)の受容(聞き取り及び読話)と表出(話すこと)に関すること
 - ・必要に応じて、言語(語句、文、文章)の意味理解や心理的問題、人間関係などの改善
- 通常の学級と交流及び共同学習
- 障がいにより学習が困難な内容(音読、外国語の発音、歌唱、器楽演奏等)については、個別指導

【通級による指導では】

- 聴覚障がいに基づく種々の困難の改善・克服を目的とする指導(自立活動)

【障がい別の指導の進め方 《知的障がい》】

- 児童生徒が、自ら見通しをもって行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活を送れるようにする
 - ・望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣が身に付く指導
 - ・生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際的な状況下で指導
 - ・生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まる指導
 - ・できる限り児童生徒の成功経験を豊富にするとともに、自発的・自主的な活動を大切に、主体的活動を促す指導
 - ・児童生徒一人一人の発達の不均衡な面や情緒の不安定さなどの課題に応じた指導の徹底

【特別支援学級では】

- 特別の教育課程を編成した上で、小集団により学習環境を整備
- 通常の学級に在籍する児童生徒との交流及び共同学習を適切に推進
 - ・通常の学級の児童生徒と活動を共にする機会を設け、集団生活への参加を促し、相互理解を深める
- 個別対応による指導を徹底
 - ※教科別の指導のほか、各教科等を合わせた指導を取り入れている場合もある

【障がい別の指導の進め方 《肢体不自由》】

- 生活経験の拡大…運動・動作の障がいによる日常生活動作や行動上に困難や制限があるため、間接的な経験が多く、直接的な体験や社会経験の拡大を図ることを意図的、系統的に計画
- 表出・表現する力の育成
 - ・上肢の障がいのある児童生徒の場合、書字動作やコンピュータ等の操作に困難が伴う場合がある。ICTやAT(支援技術)など入力装置の開発や工夫
 - ・言語障がいを随伴している肢体不自由のある児童生徒に対しては、言語の表出や表現の代替手段等の選択・活用によって、状況に応じたコミュニケーションが円滑にできるよう指導
 - ・障がいの重い児童生徒の場合、表情や身体の動き等の中に表出の手がかりを見いだし、定着を図るような指導
- 認知や概念の形成…脳性まひ等の脳性疾患による肢体不自由児の場合、発達過程上、緊張や反射によって身体からの諸情報のフィードバックが困難になりやすい。そのため、誤学習や未学習が生じ、様々な認知の基礎となるボディイメージの形成などにつまずきが見られるので、適切な内容を選択し、丁寧に指導の必要
- 感覚・知覚の発達
 - ・主に視覚障がいや聴覚障がいへの対応が必要。注視、追視、弁別、記憶、応動作等に学習上の困難が見られることに留意し、指導内容を選択
 - ・見えにくさへの対応としては、不要な刺激を減らし、見せ方への配慮とともに教材・教具の工夫
- 姿勢づくり(ポジショニング)…学習に対する興味・関心や意欲、集中力や活動力を引き出す
- 医療的なニーズへの継続的な取り組み
 - ・安全で安心な学校環境の基盤整備のもと、保護者や主治医、看護師等と密接な連携
 - ・関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化、呼吸や摂食機能の維持・向上等の継続的取り組み
- 障がいの理解…障がいを理解し、自己を確立し(自己理解、自己管理、自己肯定感等)、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲を高めるような指導内容の選択、関連づけた指導

【特別支援学級では】

- 各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び総合的な学習の時間の指導
- 運動・動作や認知能力などの向上を目指した自立活動
 - ・個人差を考慮し、個別指導やグループ指導といった授業形態を積極的に取り入れる
 - ・教材・教具の開発・工夫を行う 等
- 個々の児童生徒の障がいの状態や学習状況等に応じて、通常の学級の児童生徒と交流及び共同学習を行い、教科学習を効果的に進めたり、社会性や集団への参加能力を高めたりするための指導
- 児童生徒が可能な限り自らの力で学校生活を送れるよう配慮
(例:廊下やトイレに手すりを取り付けたり、便器を洋式にしたりする 等)

【通級による指導では】

- 個々の障がいの状態に応じた特別の指導(自立活動)
 - ※専門的な指導が日常生活の場で生かされるための、保護者への支援、在籍学級の担任との連携が重要

【障がい別の指導の進め方 《病弱・身体虚弱》】

【特別支援学級では】

①病院内に設けられている病弱・身体虚弱特別支援学級

- 各教科の指導…入院や治療のために学習空白となっている実態を把握し、必要に応じて指導内容を精選して指導
- 健康の回復・改善等を図るための指導
 - ※身体活動や体験的な活動を伴う学習に当たっては、工夫された教材・教具などを用いて効果的な指導
 - ※病院の状況や各学校の体制等により指導形態が異なることがあるため、就学や転校に当たっては、病院内の学級の担任などと事前に連絡をとり、確認しておくことが必要である

②小中学校の校舎内に設けられている病弱・身体虚弱特別支援学級

- 特別支援学級では通常の学級とほぼ同様の授業内容、授業時数による指導
- 自立活動…健康状態の維持、回復・改善や体力の回復・向上を図るための指導
 - ※通常の学級で健康な児童生徒と一緒に生活をするとう健康状態を保(たも)てなかつたり病状が悪化したりする恐れがあるため、病状に十分に配慮した指導
 - ※多くの友だちと関わる機会をもつことは大切なことであるので、病気の状態等を考慮しながら、可能な範囲で通常の学級の児童生徒直接的又は間接的に活動を共にする機会(交流及び共同学習)を積極的に設けることが重要

【通級による指導では】

- ※病気が回復し、通常の学級において留意して指導することが適切である病弱児の内、健康状態の回復・改善や体力の向上、心理的な課題への対応等
- ※一定期間の指導…例:ぜんそくの児童生徒の腹式呼吸法の練習、1型糖尿病の児童生徒の運動量と血糖値の測定などを身に付ける場合等

【障がい別の指導の進め方 《言語障がい》】

○ 構音障がいの指導

・発語器官の運動機能の向上

＊呼気の操作に問題がある場合…構音器官(嚙むこと、吸うこと、飲み込むこと)の運動についての指導。構音動作を併用指導

＊口蓋機能が適切に働かないか不全の状態である場合…呼気流を口腔前方に向けるための指導

・音の聴覚的な認知力の向上[聴覚的なフィードバックを成立させるための指導]

＊特定の音を聞き出す、音と音の比較をする、誤った音と正しい音とを聞き分ける、複数の音をひとまとまりとして記憶し再生する 等

・構音の指導

＊構音可能な音から誘導する方法、構音器官の位置や動きを指示して、正しい構音運動を習得させる方法、結果的に正しい構音の仕方になる運動を用いる方法

○話し言葉の流暢(りゅうちょう)性にかかわる障がいの指導(話し言葉の流暢性が十分でなかったり、緊張すると音声が出にくかったりするような状態…吃音など)

・自由な雰囲気です「楽に話す」ことを奨励する

・楽に話せることを体験させる

・難発から抜け出す方法を指導する(声が詰まったときの口や体の構えを一度解消し、はじめからやり直す・声を少しずつ吐き出しながら話す)

・最初の語音をゆっくりと引き伸ばして発語する

・苦手な場面や語音に対する緊張を解消する

・日常生活におけるコミュニケーション態度を育てる

・本人の自己実現を援助する

・周囲の態度を改善すること

○言語機能の基礎的事項の発達の遅れや偏りに関する障がいの指導

・コミュニケーション態度の育成やコミュニケーション意欲の向上を必要とする児童生徒への指導

・言語活動の楽しさを学ぶ必要がある児童生徒への指導

・実際の生活場面での使用を課題とする児童生徒への指導

・話す、聞く、読む、書くなどの言語スキルの向上を図る必要のある児童生徒に対する指導

【特別支援学級では】

○言語障がいの状態の改善の指導

○言語障がいにかかわる教科指導等の配慮をより手厚く充実させて指導

【通級による指導では】

○個々の言語障がいの状態を改善することを目的とした特別な指導(自立活動)

・正しい音の認知や模倣、構音器官の運動の調整、発音・発語指導などの構音の改善にかかわる指導

・遊びの指導・劇指導・斉読法などによる話し言葉の流暢性を改善する指導

・遊びや日常生活の体験と結び付けた言語機能の基礎的事項に関する指導等

※対象となる子どもの言語の障がいやコミュニケーション上の困難を改善又は軽減、周囲との望ましい人間関係を育成が重要

※児童生徒の自己実現を援助し、適切に自己をとらえさせるようにすることなどを目標

※話す意欲を高める指導、カウンセリング等の指導も必要

※家庭や在籍学級の担任の先生と連携、医療機関等との連携

【障がい別の指導の進め方 《情緒障がい》】

○情緒の安定を図り、円滑に集団に適応していく

- ・基本的な生活習慣の確立を図ること
 - ・適切に意思の交換ができるようにすること
 - ・円滑な対人関係を築く方法を身に付けること
 - ・目標をもって学習に取り組めるようにすること
 - ・不登校等による学習空白に配慮しつつ、基礎的・基本的な学力を身に付けること 等
- ※一人一人原因が異なるため、指導内容・方法、学習環境の調整の仕方の工夫が必要
※教室環境の配慮と工夫が必要
※医療・相談機関等との連携が必要な場合もある

【特別支援学級では】

○日常生活習慣の形成のための指導

- ・食事・排せつ・衣服の着脱などの指導を学校生活の中で適切に実施。児童生徒の心理的な安定を促しながら、生活に必要な諸技能が習慣として身に付ける
- ※家庭との連携が必要

○人とのかかわりを深めるための指導

- ・一日の生活リズムを体得することにより、情緒を安定し、友だちや教員と一緒に活動する喜びや楽しさを味わい、集団の雰囲気慣れることをねらいとした指導
(例:動作の模倣、遊び、劇、係活動などいろいろな活動を通じて、集団での役割を理解し、相手の立場が理解できるようにすることなど)
- ・一人一人の児童生徒の学習状況等に応じて、通常の学級での授業(国語、音楽、図画工作、体育など)や特別活動に参加して交流を進め、人間的なふれあいを深め、集団参加が円滑にできるようきめ細かな配慮

【通級による指導では】

- 特別支援学校等における自立活動の指導を参考とした指導を中心としながら、社会的適応性の向上を目的とし、自閉症・情緒障がい学級と類似したねらいで取り組む

【障がい別の指導の進め方 《自閉症》】

○円滑に集団に適応していく

- ・基本的な生活習慣の確立を図ること
- ・適切に意思の交換を図ること
- ・円滑な対人関係を築く方法を獲得すること
- ・目標をもって学習に取り組むこと
- ・基礎的・基本的な学力を身に付けること 等

※指導方法における配慮…見通しをもちやすくしたり、課題を分かりやすくしたりするために、活動の場を構造化したり、視覚的な情報を多く活用したりする 等

【特別支援学級では】

○日常生活の技能を身に付けるための指導

- ・食事、排せつ、衣服の着脱などの指導を学校生活の中で適切に実施
- ・一日の学校生活の流れが理解できるようにしたり、日課等を分かりやすくしたりするなどして、児童生徒の心理的な安定を促し、固執性が目立たないように配慮しながら、生活に必要な諸技能が習慣として身に付ける

※家庭との連携が必要

○運動機能、感覚機能を高めるための指導

- ・動作の模倣、遊具や道具を使った運動等により、自ら身体を動かそうとする意欲を育て、協応動作等、運動機能の調和的発達を図るような指導

※視覚、触覚などを適切に活用、教材・教具を工夫

○言葉の内容を理解するための指導

- ・人とのかかわりを深めるための基礎づくり(人の言葉に注意を向ける、人の話を聞く、返事や挨拶をするなどの必要な態度)
- ・注意力や集中力を身に付け、言葉を理解するとともに、実際の生活に必要な言葉を適切に使用(例：模型の電話やマイクを使って話すことなどの場面の設定、創意工夫された絵カードや文字カード等の教材・教具等を活用)

○人とのかかわりを深めるための指導

- ・一日の生活リズムを体得することにより、情緒の安定を図り、友だちや教師と一緒に活動する喜びや楽しさを味わい、集団の雰囲気慣れる(例：動作の模倣・遊び・劇・係活動などいろいろな活動を通じて、集団での役割を理解し、相手の立場が理解できるようにすること 等)
- ・一人一人の児童生徒の学習状況等に応じて、交流及び共同学習として、通常の学級での授業(国語、音楽、図画工作、体育など)や特別活動に参加して、人間的なふれ合いを深め、集団参加が円滑にできるようにする

【通級による指導では】

- 特別支援学校等における自立活動の指導を参考とした指導を中心としながら、社会的適応性の向上を目的とし、自閉症・情緒障がい学級と類似したねらいで取り組む

【障がい別の指導の進め方 《LD》】

【通級指導教室では】

- 指示を理解するための指導 [要因:注意が集中できない、聞いただけでは理解できないなど]
 - ・視覚的な補助、復唱、聴写等をするなどの指導方法を組み合わせる
- 筋道立てて話すための指導
 - ・絵を見て話したり「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どうする」等の項目に沿って話したりするなどの指導
- 文字や文章を音読する能力を高めるための指導
 - ・聴覚的処理(文字を音声等に変換すること)に困難がある場合…「がっこう」を「○○○○」ととらえられるようにするなど、音を視覚的にとらえる指導や支援機器を使って音声教材を繰り返し聞くなどの指導
 - ・視覚的処理(視覚的な情報をとらえること)に困難がある場合…文字単位ではなく、そのまとまりである単語全体としてとらえられるようにする指導や文字を拡大したり、行間を広げたりすることができるような教材を使っての指導
- 文字や文章を読み理解する能力を高めるための指導[つまづきのレベル・要因:文章の内容の把握、文章中の指示語の理解、説明文と物語文のどちらの読解が苦手かなど]
 - ・文章や段落ごとの関係を図示する、重要な箇所印を付けるなどの指導
- 文字を正確に書く能力を高めるための指導[つまづきのパターン:適切な文字を思い出すことができない、細かい部分を書き間違える、同じ音の漢字や形が似ているアルファベットと間違える など]
 - ・漢字の成り立ち等の付加的な情報を指導し、意味付けを行うことや文章や文字をなぞって書くことなどの指導方法を組み合わせる
- 作文を書く能力を高めるための指導
 - ・作文を書く際の視点を養うための推こう課題に取り組んだり、「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どう思ったか」などの質問形式から取り組み始めたりするなどの工夫
- 計算する能力を高めるための指導[要因:計算に困難さがある場合には、数の概念の未熟さ、記憶力の弱さ、視覚認知面の課題、思考力の弱さなど]
 - ・数概念の拡大や計算の手順の獲得をねらいとして、絵カード等を活用して理解を進める。
 - ・繰り返しが等々の考え方について具体物を活用したり、筆算の際にマス目のあるノートを使ったり、記号を用いて手順を示したりするなどの指導
- 算数(数学)の文章を含む課題に取り組む能力を高めるための指導[要因:文章中にある条件を記憶する力や、示されている条件をもとに立式する思考力に弱さなど]
 - ・その問題が何を問うているのか、ヒントは何なのか、どのような概念や公式が必要かなどに着目
 - ・自分で文章題を作成したり、あるいは文章題を図に示したりするなどの指導
- 図形を含む課題に取り組む能力を高めるための指導[要因:視覚認知能力や空間操作能力、器具の扱いの困難など]
 - ・間違い探しや回転課題など観点を絞った基本的な図形の学習
 - ・図形の特徴や操作を言葉に直す指導 等
- 位置や空間を把握する能力を高めるための指導
 - ・ボディイメージの形成や空間での位置関係の把握のため、学校周辺の地図の作成など実際に体験できる活動
 - ・パズルや積み木模様の構成 等
- その他の指導
 - ・ソーシャルスキルの習得、コミュニケーション能力の発揮や対人関係の形成等における困難の指導
 - ・学習障がいの理解やそれに伴う自己認知や自己有能感の向上

【障がい別の指導の進め方 《ADHD》】

【通級指導教室では】

- 不注意な間違いを減らすための指導[要因:他の情報に影響を受けやすい、視線を元の位置に戻し固定できないなど視覚的な認知に困難、僅かな情報で拙速に判断してしまう 等]
 - ・幾つかの情報の中から、必要なものに注目する指導
 - ・どのような作業でも終わったら必ず確認することを習慣付ける指導 等
- 注意を集中し続けるための指導[困難の状況・要因:どのくらいの時間で注意の集中が難しくなるか、教科や活動による違いはあるか 等]
 - ・一つの課題を幾つかの段階に分割したりして、視覚的に課題の見通しを確認できるようにする
 - ・窓側を避け、黒板に近い席に座らせるなどの集中しやすい学習環境の整備 等
- 指示に従って、課題や活動をやり遂げるための指導[要因:指示の具体的な内容が理解できていない、課題や活動の取組の仕方が分からない、集中できる時間が短い 等]
 - ・指示の内容を分かりやすくする工夫
 - ・分からないときには助けを求める指導
 - ・課題の内容や活動の量の工夫(最後までやり遂げることを指導)
- 忘れ物を減らすための指導[実態の把握:興味のあるものとなないものなど事柄により違いがあるか、日常的に行うものとそうでないもので注意の選択に偏りがあるか 等]
 - ・個々の児童生徒に合ったメモの仕方の学習
 - ・忘れやすいものを所定の場所に入れることを指導
 - ※家庭と連携しながら決まりごとを理解させ、その決まりごとを徹底
- 順番を待ったり、最後までよく話を聞いたりするための指導[要因:決まりごとは理解しているか、理解しているのに行動や欲求のコントロールができないのか 等]
 - ・決まりごとの内容と意義を理解させ、その徹底を図る指導
 - (例:ロールプレイを取り入れ、相手の気持ちを考えることや、何かやりたいときに手を挙げたり、カードを指示させたりするなどの工夫)
- その他の指導
 - ・ソーシャルスキルの習得、コミュニケーション能力の発揮や対人関係の形成等における困難の指導(例:相手の行為に対して怒りの感情が生じたときに、自分の気持ちを適切に伝えたり、その感情を抑制したりするための方法を教える)
 - ・注意欠陥多動性障がいの理解やそれに伴う自己認知や自己有能感の向上という視点の指導

○参考:詳しく学びたい方は、
文部科学省ホームページ
「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課」参照

2 指導を始めるにあたって行うべきこと

特別支援学級

通級指導教室

手引（改訂版）
 ○特別支援学級の経営 IV-3 (4) P32～
 V-1 (2) P55～
 ○通級指導教室の経営 III-5 P70～

特別支援学級や通級指導教室の指導にあたっては、通常の学級と同様に、授業を受ける児童生徒全体にわかりやすい学習環境を作る必要があります。

ユニバーサルデザインの視点から、以下のことに心がけ、特別支援学級や通級指導教室の指導にあたる必要があります。

(1) 学習・教室環境の整備

学習・教室環境の整備については、I章にて示しているのですが、この項では、授業作りの工夫の基本的事項について述べます。

(2) 授業作り

授業を構想するにあたっては、子どもの実態に応じて、指導内容や指導方法を検討していくわけですが、授業全般をとおして、以下の視点で整えていく必要があります。以下には、「見通しが持てる授業」、「視覚支援」、「わかりやすい指示説明」の3つの視点から、検討する内容について示します。

工夫1:見通しが持てる授業

○授業で学ぶ内容や学習の手順、活動が終わったら次何をするのかの理解

←授業にうまく参加できない。興味を持たない。

- ・一日の予定表を示して予定を伝える。
- ・授業の始まりと終わりをはっきりする。
- ・その時間の授業の流れを伝える。
- ・作業や活動の手順を黒板に示す。

(参考)例

- スケジュールカード
- 予定変更カード
- 終わりの時間の提示(時計)
- 何をするのか明確に伝える。(〇します、終わったら〇します。)

日課の提示（集団用）



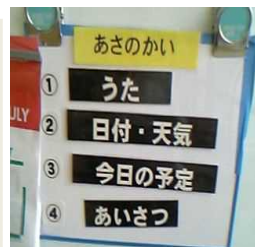
日課の提示（個別めくり式）

給食の準備

①	手を洗う	○
②	エプロンを着る	○
③	牛乳を取りに行く	
④	牛乳を配る	
⑤	席について待つ	

音楽

時間:10:30~11:15
 場所:音楽室
 準備物:教科書
 リコーダー



国語の学習

順番	すること	する量	評価
1	本読み	2回	○
2	感想	プリント1枚	
3	漢字の書き取り	プリント1枚	

工夫2:視覚支援

○何をどのように学ぶのかを視覚的にわかりやすく提示する。

- ・その時間の一日の予定表を示して予定を伝える。
- ・授業の始まりと終わりをカードではっきりさせる。
- ・その時間の授業の流れを文字や絵カードで伝える。
- ・作業や活動の手順を黒板に示す。

- 声の大きさバロメーター
- 指示のカード化
- 聴き方の3箇条
- スケジュール表
- イラストカードの活用

余分な視覚的情報を調整した上で、活用を図る

このような工夫もあります

学習内容を写真カードで順番に示すとともに、中に活動するための道具が入っている



その時間する活動が写真カードで示されている

学習内容を文字・写真カードで順番に示している。カードを見て、道具置き場に道具を取りに行く



それぞれの場所での活動内容を、どのくらいの時間や量すればよいのか、どういう活動であるのか、いつ終わるのか、終わったら次に何が起きるのかを示す。色やシンボル、文字等、一人ひとりの能力に合わせて作成する必要がある。

板書も大切な視覚支援です

①きれいな黒板

- unnecessaryな刺激を取り除く。(黒板には授業のポイントを)
- ×黒板の端に、色とりどりのマグネット、メモ、カード類

②文字・行間・罫線・チョークの色

- ・赤は重要など、色によって役割を決める。マークによって役割を決める。
- ・文字は大きく(子ども達が読み取れる大きさで)、行間はあける。
- ・大事なことは、強調して提示する。 ※全授業で統一を

工夫3:わかりやすい指示・説明

①説明指示の簡潔化・要点を絞る	○難しい場合は、視覚の手がかりを活用する。 ○話す内容・順番を最初に示す。(例)3つ話をします。一つ目は、～つ目は、
②1文1動作で話す	○「○○の次は△△をします」⇒「一つ目は～をします。二つ目は～をします。」 ※聴覚的短期記憶の弱い子どもには難しい
③抽象語を少なく具体的に説明する	●「あっち・こっち」「たくさん」「あと少し」「大体」「ちゃんと」は使わない。 ● 目的や終点、量や回数が不明確で正解が複数あるものはできるだけ避ける。
④否定的ではなく肯定的な表現を使う	○「廊下を走らない」⇒「廊下は歩こう」 ○「これができなかつたら休み時間が短くなる」⇒「早く終わったら休み時間が長くなる」 ※否定的表現は、いらだちにつながり、肯定的表現は、集中力、わかりやすさ、優しい心につながる。
⑤質問での追い込みを避ける	●「今、何の時間ですか」「さっき言ったでしょう」「先生は何て言いましたか」 ○「今、○○の時間です」「○○をします」等行動を端的に説明する。
⑥語調に変化を ・声の大きさ ・スピードの変化 ・抑揚 等	○強調箇所をゆっくり、強く、繰り返し読む ○要点は繰り返し話す。 ○間を取る(大事なことを話します。～(間)～)
⑦称賛と肯定の言葉	○間違った回答でも、違う視点で評価する。 (発現の仕方、声の大きさ、発言の姿勢、考え方等)
⑧その他	○言葉の省略は注意をする。

3 障がいのある子どものアセスメント

特別支援学級

通級指導教室

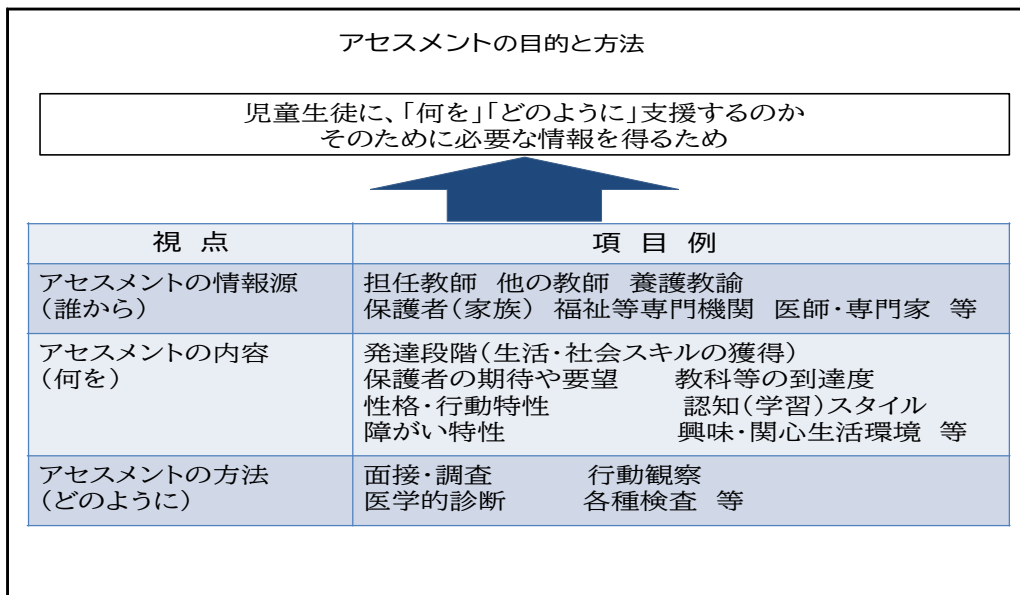
手引（改訂版）
○特別支援学級の経営 IV-1 (1) (2)
P23~

(1) アセスメントの目的と方法

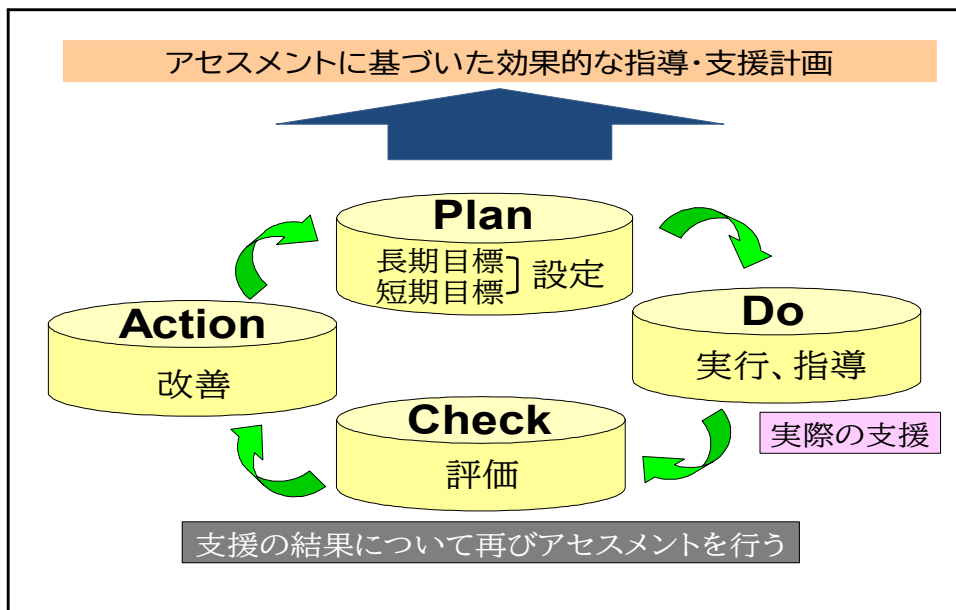
アセスメントは、「評価」「測定」「評定」「見立て」などの意味で用いられることが多く、教育のための評価であるととらえることができます。

アセスメントにあたっては、テスト法だけでなく、多くの方法により多面的に調べ、総合的に評価を行う必要があります。そのため、テスト（検査）、面接、その他の方法を含む包括的なことばとして用いられています。

アセスメントの目的と方法は、以下のとおりです。内容と方法を十分に吟味して実施することが大切です。



また、アセスメントの活用にあたっては、①アセスメントの結果を総合する ②支援の目標を立てる ③手だてを検討する等の手順に従って、個別の指導計画や時別の教育支援計画に生かしていくとともに、作成した計画をPDCA（計画－実践－評価－改善）のサイクルに基づいて、活用していくことが重要です。



(2) アセスメントの進め方

アセスメントの実施にあたっては、以下の例を参考に、情報の多面的・総合的理解をはかっていきましょう。

アセスメントの方法別内容例			
方法	内容	備考	
面接・調査	面接	生育歴、既往歴、相談歴、家族構成、生活環境、生活リズム、基本的な生活習慣、コミュニケーションの発達、保護者の願い 等	
	調査	家庭調査票 幼稚園・保育園、各学校からの申し送りなどの情報 等	※発達検査の活用 ・質問項目のチェック ・子どもに課題を与えて反応を捉える検査
行動観察	学習面	ことばや数の知識・理解、観察力、理解力、判断力、想像力、社会事象の理解、意思の伝達、指示や問いの理解、学習意欲、責任感 等	
	行動特性	対人関係、興味・関心、情緒の安定、身体機能、感覚の特異性、行動の特異性 等	※障がいに起因する様々な状態の把握 ・気になる行動と状況の関連 ・二次症状の把握 等
医学的診断	疾患の発生時期、主な障がい、疾患等の状況、治療の経過、生活上の配慮事項 等		
心理検査 ※知能の水準、認知特性を検査により把握する	WISC-IV K-ABC2 DN-CAS 等		

なお、実施にあたっての留意事項は以下のとおりです。十分に配慮をして実施しましょう。

- ① 児童生徒とのラポートを取り、コミュニケーションを十分に取る。
- ② 児童生徒理解を図るため、過去の情報を十分に把握する。
- ③ 行動観察する際は、特別支援学級・通級指導教室に加え、在籍学級や交流学級での把握を十分に行う。
- ④ 苦手な面だけでなく、得意な面にも着目して行う。
- ⑤ 保護者と十分な共通理解のもとに進める。

(3) 各種心理検査の活用

心理検査は、行動観察等だけではわかりにくい児童生徒の内面の世界を正しく理解し、支援方法に役立てることができます。アセスメントに際して子どもの客観的な情報を収集するツールの一つと考えてよいでしょう。

また、心理検査は、子どもの知的発達や認知特性、性格などを明らかにするものであり、検査の進め方が未熟であったり、データの使い方を誤ったりすると、子どもの人権を侵害する危険なものとなります。そのため、医療機関等の適正な環境下で、資格を有するものが実施することが望ましいです。

さらに、中には知能検査に対する強い拒絶反応を示す保護者もいらっしゃいますので、“誰のために、何の目的で実施するのか”を明確にし、保護者・本人の同意のもと慎重に進めなければなりません。検査に詳しい特別支援学校の巡回相談等に相談することも一つの方法です。

検査によって明らかになること（例）

1. 児童生徒の発達の水準や認知過程などの個性を知る
2. その子に適した支援の方法や学習スタイルを探す
3. 指導・支援目標や計画、方法などを明らかにし、教育実践を行う

心理検査の種類は？

心理検査には、いろいろな検査があり、例えば、発達検査、知能検査、社会性検査、性格検査等、検査の目的によって実施する検査も異なります。また、複数の検査を組み合わせアセスメントを行うこともあります。検査をする場合には、児童生徒のどんな側面を見たいのかをはっきりさせ、それに合わせた検査を選択する必要があります。

参考：諸検査の概要については、
『「特別支援学級及び通級指導教室経営の手引き（改訂版）大分県教育委員会』
に詳しく示してありますので、参照ください。

4 各教科等を合わせた指導

特別支援学級

特別支援学校においては、知的障がいのある児童生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができることが規定されています。特別支援学級では、知的障がいのある児童生徒に特別な教育課程を編成する場合において、実施することが可能になります。

「各教科等を合わせた指導」とは、いわゆる「領域・教科を合わせた指導」のことで、その代表的な形態として、「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」があります。

以下には、各形態ごとに、指導する内容、指導場面、留意事項、具体例を示します。

(1) 日常生活の指導

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するものです。言い換えれば、望ましい基本的生活習慣を身につけるための学習と考えられます。

「日常生活の指導」の指導場面と指導内容例

諸活動

・登校 ・用便 ・朝の支度・係の仕事
・朝の会 ・給食 ・掃除
・帰りの会 ・帰りの支度 ・下校 等

指導内容

・衣服の着脱 ・洗面、手洗い ・排泄
・食事 ・清潔 ・あいさつ ・ことばづかい
・礼儀作法 ・時間を守る ・きまりを守る 等

登校	目的地までの歩行、交通安全、交通機関、スクールバスの利用、靴の履き替え、雨具の始末、定刻までの登校、教師・友だちとのあいさつ 等
朝の支度	帽子・カバンの始末、持ち物の整理、ノート類の提出、着替え、用便 等
係の仕事	窓の開閉、小動物・草花等の世話、黒板ふきの清掃、ごみ箱のごみ捨て、提出物の回収、日課表の表示 等
朝の会	朝の歌、体操、出欠席調べ、月日・曜日・天気調べ、昨日のここの話し合い、日記の発表、今日の予定、守ることの確認、健康調べ、衛生検査 等
食事	手洗い、うがい、身支度、食器・食品の運搬、配膳、食事のあいさつ、よくかんで食べること、好き嫌いをしないこと、食器の後始末、歯磨き 等
掃除	身支度、分担して仕事、机・椅子等の移動、掃き掃除、掃除機の使用、雑巾がけ、床みがき、用具の後始末、手洗い 等
帰りの支度 終わりの会	着替え、帽子、カバン等持ち物の用意、用便 等 連絡帳の記入、今日の学習の話し合い、明日の確認、あいさつ、戸締まり 等
下校	靴の履き替え、雨具の用意、交通安全、交通機関・スクールバスの利用 等

【指導の留意事項】

- 学校生活の流れの中で、指導すること。
- 児童生徒の意欲や自主性を大切にすること。
- 家庭と学校が連携し、指導に一貫性を保つこと。
- 実態を踏まえ、指導を段階化すること。スモールステップ化すること。
- 活動の形式化、マンネリ化を防ぐこと。
- 一人でできることを増やす指導から、自分からすることを目指した指導へ発展・定着させること。

日常生活の指導:実践例① 応用行動分析を取り入れた指導プログラムの立て方

課題分析:ズボンを脱ぐ

1	靴を脱ぐ(はいている場合)
2	ズボンのスナップやボタンを外す
3	ズボンのチャックを下げる
4	ズボンを下げる
5	座る
6	ズボンの片方のすそをつかむ
7	片方の裾を引っ張って脱ぐ
8	もう片方のすそをつかむ
9	もう片方の裾を引っ張って脱ぐ

課題分析:Tシャツを着る

1	タグなどの目印を上になるように向ける
2	両ももの上にシャツを置く
3	シャツに頭を入れる
4	シャツを引き上げて頭を出す
5	片方の腕を袖に通す
6	片方の腕を完全に伸ばす
7	もう片方の腕をもう一方の袖に通す
8	もう片方の腕を完全に伸ばす
9	胴が隠れるように両手でシャツを引き下げる

具体的な目標の設定

目標は行動レベルで、より具体的に記述

◎場面・状況 ◎行動(量や回数等も具体的に記述)

指導プログラムの作成

目標行動を細かな行動に細分化する(課題分析:右表参照)

◎教師が、具体的な行動のイメージができる

◎同じ目標行動でも、手順は様々。子どもに応じた方法を選択

指導ステップを作成する

◎徐々に手がかりを減らす。細かい行動をつなげていく

不完全な行動を徐々に完全にしていくなどの工夫が必要

(行動連鎖、行動形成)

強化刺激を検討する

◎子どもにあった強化 ◎強化刺激の種類

◎タイミング、量、減らし方

手立てや働きかけを検討する

◎言葉による支援、モデリング、視覚支援、身体的な支援

◎子どもの得意な方法を活用する

日常生活の指導:実践例② 具体的な指導例

目標行動/支援の方法

目標行動	8段ある階段のふき掃除を一人でする
支援の方法	<ul style="list-style-type: none"> 課題分析の手順に沿って、一つひとつできたら誉める。(一人でできるようになったら徐々に減らしていく) 掃除終了後、先生が手順に沿って評価する。・全部○が付いたら好きなキャラクターシールを貼る。 具体的な支援は、「教師と一緒にする」「教師の見本をまねてする」「教師の声かけに応じてする」等、徐々に支援を減らしていく。 <p>※バケツに、線を引いておき、どこまで水を入れたらよいか知らせる。(水をあふれるまで入れるため)</p>

課題の分析/実態把握

①	バケツの7割程度水を入れる	○	
②	ぞうきんを洗い、2つ折りにする	×	教師と一緒にする
③	1段目をふく	△	教師が手本を示す
④	新しい面にかえ、2段目をふく	△	
⑤	新しい面にかえ、3段目をふく	△	
⑥	新しい面にかえ、4段目をふく	△	
⑦	ぞうきんを洗い、2つ折りにする	×	教師と一緒にする
⑧	5段目をふく	△	教師が手本を示す
⑨	新しい面にかえ、6段目をふく	△	
⑩	新しい面にかえ、7段目をふく	△	
⑪	新しい面にかえ、8段目をふく	△	
⑫	ぞうきんを洗い、干す	×	教師と一緒にする
⑬	バケツの水を洗い場に流し、所定の位置に片づける	△	教師の指示

指導プログラム

ステップ1. (②・⑦のステップ)

SS1:教師と一緒にする。

SS2:教師が手本をまねてする。

SS3:「ごしごし」「ぎゅうぎゅう」等の声を聞いて、洗う、絞る、広げる、たたむの手順をする。

SS4:「ごしごし」「ぎゅうぎゅう」等の声を聞いて、洗い、絞った後、一人で広げ、たたむ。

SS5:ぞうきんを洗い、2つ折りにする。

ステップ2. (③~⑥、⑧~⑪のステップ)

SS1:教師の手本をまねてする。

SS2:始点の指さしを見て、端にあわせふく。

SS3:次はの声を聞いて、次の段を拭き始める。

SS4:一人で③~⑥の手順をする。

ステップ3. (⑫のステップ)

SS1:教師と一緒にする。

SS2:教師の手本をまねてする。

(2) 遊びの指導

遊びの指導は、感覚遊び、ごっこ遊び等、遊びを学習活動の中心に据えて、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育てていくものです。大きくは、一定の条件の場所や遊具等が限定されることなく、児童が自由に取り組む「自由遊び」と砂、水、紙、粘土、段ボール、積み木、ボール等で設定した一定の場所や遊具等で、一定の課題に沿って取り組む「課題遊び」に分類できます。遊びの指導を設定する際には、以下のことに留意しながら設定しましょう。

【指導の留意事項】

- ・興味、関心に基づき、積極的に遊ぼうとする環境を設定すること。
- ・児童の主体性を大切にすること。
- ・教師や児童同士のかかわりを促す場を設定すること。
- ・制限することなく、安全に遊べる場を設定すること。
- ・遊びの楽しさが味わえるよう援助すること。

以下には、遊びの指導の素材や指導内容の例を示していますので、授業に取り組む際の参考にしてください。



「遊びの指導」の素材と指導内容例

遊びの素材

物とのかかわり		砂、水、土、絵の具、粘土、積み木(ブロック)、ボール、缶、箱(空き箱、段ボール)、ひも(ロープ)、乗り物(三輪車、自転車)、固定遊具(滑り台、ブランコなど)、楽器 など
人のかかわり	社会の様子	学校、家庭、店、レストラン、遊園地、乗り物(バス、電車、タクシーなど)、探検、劇遊び など
	ゲーム	かごめかごめ、ロンドン橋、花いちもんめ、しっぽ取り、ボウリング、風船バレー、いす(輪)取りゲーム など

遊びの素材を選択する視点

- 家庭や学校で子どもの近くにあり、手に入りやすいもの
- 機能・用途が限定されず、いろいろな活動が行えるもの
- 子どもがよく知っていて、興味・関心を引きやすいもの
- 操作が簡単にできるもの など

指導内容例

側面	要素	
態度的側面	自発性	持続性
社会的側面	交遊の広がり ルール・約束の遵守 意思の伝達 協力	
運動的側面	柔軟性 平衡性 協応性 敏捷性	
知的側面	観察 対応 工夫 創作	弁別 模倣
情緒的側面	*内容としては設定しない	

大分大学教育学部附属特別支援学校

小学部：「遊びの指導－基本的な考え－」より

(3) 作業学習

作業学習は、作業活動を学習活動の中心に据え、総合的に活動するものであり、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業自立・社会自立を目指し、生活する力を高めることを意図するものです。

以下には、作業種目や指導内容等を示していますので、参考にしてください。

「作業学習」の作業種目と指導内容例	
<p style="text-align: center;">作業種目例</p> <p>農耕 窯業 園芸 印刷 調理 紙工 木工 縫製 織物 金工 セメント加工 メンテナンス 事務 など</p>	<p style="text-align: center;">作業種目選択の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 作業活動に取り組み、喜びや完成の成就感が味わえること ○ 地域性に立脚した特色をもつとともに、原料・材料が入手しやすく、持続性のある作業種目を選定すること ○ 実態に応じた段階的な指導ができること ○ 知的障がい等の状態が多様な生徒が、共同で取り組める作業活動を含んでいること ○ 安全で衛生的、健康的であり作業量や作業の形態、実習期間などに適切な配慮がなされていること ○ 作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れが理解されやすいものであること
<p style="text-align: center;">作業活動を通して指導する内容</p> <p>働くために必要な力とは・・・</p> <p>専門的な知識や技能、資格が必要な場合もあるが、一般的に、働くために必要なものは以下が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆興味・関心 ◆理解力 ◆集中力 ◆注意力 ◆判断力 ◆洞察力 ◆応用力 ◆体力 ◆責任感、使命感 ◆成就感、達成感 ◆主体性 ◆協調性 ◆礼儀 ◆身辺処理技能、態度 など 	<p style="text-align: center;">【作業学習で指導する内容例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自主性・持続性 - 自ら進んで取り組み、最後まで行う ◆確実性 - 確かで、きちんとした作業を行う ◆計画性 - でき高、時間、効率等を見通して作業を行う ◆安全性 - 自分や周囲の人の安全を考えて作業を行う ◆創造性 - 自分の仕方を、よりよい方向へ変えていく ◆経済性 - 原料や部品、道具や機械を無駄なく使って作業を行う ◆協調性 - 周囲の人と協力しながら作業を行う <p>※大分大学教育学部附属特別支援学校 高等部「作業学習－基本的な考え－」より</p>
<p>☆ 作業に対する意欲や態度を指導の中心に！</p>	



(4) 生活単元学習

生活単元学習は、児童生徒の生活上の課題処理や問題解決のための一連の目的活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習する指導の形態です。生活上の課題を解決する学習ですので、学校・学年行事等をテーマに学習を進めることが多いようです。

生活単元学習の備える条件は、以下のとおりです。

- ・児童生徒の発達水準に合ったもの
- ・児童生徒の興味に基づいたもの
- ・実際の生活場面から発展したもの
- ・身につけた内容が生活に生かされるもの
- ・目的意識や課題意識を育てる活動を含んだもの
- ・一人一人が力を発揮するとともに、集団全体が共同して取組めるもの
- ・豊かな単元内容と多種多様な経験が与えられるもの
- ・終わったら、満足感・成就感が得られるもの

また、単元例や指導内容例は、以下の表に示しています。指導内容については、取り上げる単元によって、指導可能な内容が異なってきます。学校の中で、生活単元学習で何を指導するのかを整理するとともに、指導を進めていくにあたっては、一人ひとりの子どもに何を中心に指導を進めていくのか明確にしておく必要があります。

生活単元学習で取り上げる単元例と指導内容例		
単元例		
単元のタイプ	単元のテーマや単元展開の特徴	具体例
行事単元	学校行事と関連した活動をまとめて	運動会、学校祭、学習発表会 等
季節単元	その季節ならではの活動をまとめて	春の生活、七夕会、クリスマス会、お正月等
生活課題単元	偶発的な出来事を契機とした活動をまとめて	お見舞いに行こう 等
	社会生活に必要な事柄・活動をまとめて	宿泊学習、バスハイク、飲食店の利用 等
制作・飼育を主とした単元	制作活動、飼育活動をまとめて	遊び道具を作ろう 花壇作り・畑作り 等
調理を中心においた単元	調理活動をまとめて	〇〇パーティーをしよう 等
指導内容例		
生活単元学習で取りあげる生活場面(例)		
<ul style="list-style-type: none"> ・買い物をする ・乗り物に乗る ・飲食店を利用する ・銀行を利用する ・郵便局を利用する ・電話を利用する ・娯楽施設などを利用する ・行事に向けての取り組み ※大分大学教育学部附属特別支援学校 中学部「生活単元学習－基本的な考え－」より		
生活単元学習で取りあげる指導内容(例)		
【金銭の使用・管理】 【時刻・時間】 【仕組みの理解】 【表示の理解】 【応対】 【メモの活用】 【目的に応じた準備計画】 【分担・協力】 【行事の理解】 【海・野山 の自然／生き物】 【感謝・思いやり】 ※大分大学教育学部附属特別支援学校 中学部「生活単元学習－基本的な考え－」より		

生活単元学習:実践例①

キャンプに関する課題・内容例

単元:

〇〇キャンプに行こう

キャンプの日程決め

「時刻や時間」
「しおりづくり」等

お楽しみ会の計画

「役割の分担・協力」
「道具の製作」等

食事の準備

「献立」「調理の仕方」
「買い物」「金銭理解」等

持ち物の準備

・自分の持ち物
・共有の生活用品等

公共施設の利用

「部屋での過ごし方」
「トイレや浴場の利用」等

買い物に関する内容例

	1段階	2段階	3段階
望む姿	保護者(教師)と個人商店やスーパーマーケット(自販機)を利用し、好きな物を選んで金銭を払う	近所のコンビニやスーパーマーケットで自分の欲しい物や保護者から頼まれた品物を選んで買う	買う品物に応じて店舗を選択し、必要なものを持っている金額の範囲内で効率よく買う
具体内容	<ul style="list-style-type: none"> 品物を選んだらレジへ行き、列に並ぶ 品物と引き替えにお金を払う 釣り銭を受け取る 自販機にお金を入れ、ボタンを押す等 	<ul style="list-style-type: none"> 売り場の仕組みを理解し、目的の売り場、品物を探す パッケージの表示を見分けて品物を選ぶ メモを活用して、品物を選ぶ等 	<ul style="list-style-type: none"> いくらかかりそうか概算をして、所持金を用意する 予算に合わせて買う品物や個数を選び、買う 内容量、鮮度などの表示を見て、適切なものを選ぶ等

生活単元学習:実践例②

単元の構想例

新入生と友だちになろう <小学校の特別支援学級>

単元のねらい	主な学習活動や内容
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級の決まりや生活に慣れ、お互いが仲よくできるようにする ○ 自分の役割が分かり、任された仕事に喜んで取り組むようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新入生の名前を知り、お楽しみ会の計画を立てる ◆ 自己紹介の練習、うたの練習をする ◆ みんなで楽しむゲームを考え、必要な物を準備する ◆ プログラムを相談して決め、書く ◆ 新入生歓迎会(お楽しみ会)を行い、ゲーム等でかかわりを持ちながら楽しく過ごす

合同宿泊学習をしよう <中学校:特別支援学級>

単元のねらい	主な学習活動や内容
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大きな集団で共に生活する中で、生活の流れにそって諸活動に主体的に活動に取り組む ・ 主体性を養う ・ 集団参加におけるきまりを守る ・ ハイキング等で自然に親しむ ・ 公共施設の利用に慣れる 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ しおり作りをとおして、日程を知る ◆ お楽しみ会の計画を立て、役割分担をする。また、必要な物の準備をする ◆ 合同宿泊学習での食事(献立)を決め、必要な材料、品物を買う ◆ 現地に持って行く生活用品等を分担して集め、梱包する ◆ お楽しみ会の出し物の練習をする ◆ しおりを見て自分の持ち物をそろえる ◆ 合同宿泊学習に参加する ◆ 帰校後、ビデオを見て反省会をする

生活単元学習：実践例③

単元の目標と計画(グループ別指導の場合)

年間の子ども像

単元名：

〇〇キャンプに行こう

Aグループ	○教師や友だちと一緒に会や行事に参加したり、自分の役割を果たしたりする
Bグループ	○自分から進んで会や行事に参加したり、自分の役割や仕事を最後までしたりする ○日常生活でよく利用する公共の施設(買い物、乗り物、飲食店など)を、一人で利用する
Cグループ	○会や行事の計画を立てたり、目的の活動に必要な品物の準備をしたり、仕方を工夫しながら、活動を進める ○時間、予算、交通機関などを考え計画・準備をし、自分の行きたい所に行くなどして、様々な機関を利用する

指導計画	課題	一次	二次	三次
全体指導	グループA 自分の持ち物を準備してキャンプに行こう	キャンプに必要な物を確認したり キャンプの楽しさを知ったりする。 〈単元目標の例〉 ・場面毎に必要な持ち物の入った袋を取る。 ・入浴に必要な物を、場面を表すカードから、必要な物を思い浮かべ、一人でシャンプー等を選んで袋に入れる。 ・入浴、就寝・歯磨き・洗顔で必要な物を場面を表すカードを見て思い浮かべ、袋に入れる。 ・持ち物の中から、入浴、就寝・歯磨き・洗顔等場面毎で使う道具や服を選んで取り出す。	キャンプに必要な物をそろえる。	-
	グループB キャンプに向けておいしい昼ごはんを作る準備をしよう	買い物をしたり、カレーを作ったりして材料をそろえるという課題を持つ 〈単元目標の例〉 ・頼まれた品物を取ったら、一人でレジに行ってお金を払う。 ・一人で野菜売り場を見つけていき、絵カードメモを見て、にんじん等を選ぶ。 ・棚の端から端まで、上段から下段まで見て、目的の品物を選ぶ。 ・メモと品物を見比べてメモ通りに選ぶ。	一人一人に応じた買い方で頼まれた品物を買う	当日の材料を買いに行ったり、昼食作りの道具を準備したりする
	グループC みんなが楽しめる「お楽しみ会」の準備をしよう	お楽しみ会や花火大会を受け持つことを思い出し、プログラムや担当を決め、分担された仕事の計画・準備に意欲や課題を持つ 〈単元目標の例〉 ・自分で活動内容を決め、それに沿って必要な物を決めて準備する。 ・ゲームを楽しくするための視点から、ゲームに必要な物や個数を決めて準備する。	お楽しみ会(歌・リズム・ゲーム)や花火大会の活動を決めたり、当日できるように準備物を決めたりして、計画を立てる	考えた準備物をそろえる手段を決め、作ったり買いに行ったりして実際に準備し、梱包する

5 教科指導・教科別の指導

経営の手引（改訂版）
特別支援学級の経営 Ⅲ-2 P18～

特別支援学級

教育課程の編成の項でも述べましたように、特別支援学級では、設置している障がい種や児童生徒の実態によって、様々な教育課程を編成します。

各教科の目標設定に至る手続きの例が、小・中学校学習指導要領解説に以下のように示されています。

- a 小学校学習指導要領の第2章各教科に示されている目標及び内容について、次の手順で児童の習得状況や既習事項を確認する。
 - ・当該学年の各教科の目標及び内容について
 - ・当該学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について
- b aの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第2章第2款第1に示されている知的障害者である児童を教育する特別支援学校小学部の各教科の目標及び内容についての取扱いを検討する。
- c 児童の習得状況や既習事項を踏まえ、小学校卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極める。
- d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

教科の指導等については、大きく以下の4つのケースに大別されます。

- ① 小・中学校の学習指導要領に基づき、当該学年の指導をしている場合
- ② 小・中学校の学習指導要領に基づき、下学年の教科書を使用している場合
- ③ 特別支援学校学習指導要領「知的障がい者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科」の目標・内容に基づき、教科指導を行っている場合
- ④ 特別支援学校学習指導要領「知的障がい者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科」の目標・内容に基づき、各教科等を合わせた指導に加え、教科別の指導を行っている場合

知的障がいのある生徒を指導する場合は、その実態から③④を中心に、知的障がいのない子どもを教育する場合は、①②を基本に指導を進めているケースが多いと思われます。

(1) 小学校・中学校の学習指導要領の目標・内容に基づいて指導を行っているケース

小・中学校学習指導要領に基づき当該学年の指導や下学年の指導を行う際には、当該学年の教科書や下学年の教科書を使用することが多いと思いますが、障がいの状態や特性等に十分に配慮した指導を行う必要があります。

視覚障がい等については、特別支援学校学習指導要領解説に配慮事項が示されていますので、参考にしながら授業での配慮事項を整理する必要があります。次ページには、肢体不自由の場合の配慮事項を示していますので、参考にしてください。

【準じた教育における障がい種別ごとの各教科の配慮事項(肢体不自由・小学部)】

- (1) 体験的な活動を通して言語概念等の形成を的確に図り、児童の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努めること。
- (2) 児童の身体の動きの状態や認知の特性、各教科の内容の習得状況等を考慮して、指導内容を適切に設定し、重点を置く事項に時間を多く配当するなど計画的に指導すること。
- (3) 児童の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。
- (4) 児童の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
- (5) 各教科の指導に当たっては、特に自立活動の時間における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

※視覚障がい、聴覚障がい、病弱については、特別支援学校学習指導要領解説を参照のこと。

また、教科指導に限ったことではありませんが、自閉症スペクトラム障がいのある子どもについては、その特性から、特に、次のような配慮が合わせて必要となります。

【自閉症スペクトラム障がいのある児童生徒の配慮事項】

- 活動場所・活動内容が分かりやすい教室や校内の環境作り
- 活動の始めと終わりがわかりやすい学習課題の設定
- 環境の急な変化を少なくする
- 活動の時間帯や活動の内容等を同一のパターンで繰り返す
- 積極的に視覚的な手がかりを活用して学習活動やその展開を伝え、理解を促す

(2) 特別支援学校学習指導要領の目標・内容に基づいて指導を行っているケース（知的障がいがある児童生徒の場合）

【知的障がい特別支援学校の各教科等】

学習指導要領に示されている知的障がいの特別支援学校の各教科等の構成は、以下のようになっています。

「国語」や「算数／数学」のように、教科名は小・中学校と同じでも、示されている目標及び内容は、小・中学校とは異なりますので、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び同解説「総則編」「各教科等編」で確認することが必要です。

また、各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科等の目標を達成していくこととなる点にも留意してください。

知的障がい特別支援学校の各教科等の構成

学部	各教科								※必要に応じて設けることができる					
	小学部	生活	国語	算数	/	/	音楽	図画工作	体育	外国語活動	道徳科	特別活動	自立活動	/
中学部	/	国語	数学	社会	理科	職業・家庭	音楽	美術	保健体育	外国語科	道徳科	特別活動	自立活動	学習の時間 総合的な

【知的障がい特別支援学校の各教科の目標や内容】

特別支援学校学習指導要領の知的障がいのある児童生徒を教育の対象とする特別支援学校の各教科は、小・中学校のように学年別に目標や内容が示されておらず、段階別（小学部3段階、中学部2段階）に示されています。

知的障がいのある子どもたちは、同一学年であっても、個人差が大きく、学力や学習状況が異なるため、子どもたち個々の実態に応じて個別の指導内容や学習の目標を設定し、効果的な指導ができるように段階別で示されています。

小・中学部の各段階の、児童生徒像と各教科の内容構成を、以下に示しています。

特別支援学校学習指導要領(小学部・中学部)知的障がいの各教科の段階と内容の構成

小学部

	各段階の児童の像	各教科の内容構成
1段階	主として、障がいの程度は比較的強く、他人との意思疎通に困難があり、日常生活を営むのにほぼ常時援助が必要とする者	この段階では、知的発達に極めて未分化であること、生活経験が少ないことなどから、主として教師の直接的な援助を受けながら、児童が体験し、関心や興味を持ったり、基本的な行動の一つ一つを着実に身に付けたりすることをねらいとする内容が示されている。
2段階	障がいの程度は上記ほどではないが、他人との意思疎通に困難があり、日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする者	主として教師からの言葉掛けによる援助を受けながら、教師が示した動作や動きを模倣するなどして、目的を持った遊びや行動をとる、基本的な行動を身に付けることをねらいとした内容が示されている。
3段階	他人との意思疎通や日常生活を営む際に困難が見られ、適宜援助を必要とする者	主として児童が主体的に活動に取り組み、社会生活につながる行動を身に付けることをねらいとする内容が示されている。

中学部

	各段階の生徒の像等	各教科の内容構成
1段階	小学部3段階を踏まえ、生活年齢に応じながら、主として経験の積み重ねを重視するとともに、他人との意思疎通や日常生活への適応に困難が大きい生徒にも配慮した内容	生徒が主体的に活動に取り組み、経験したことを活用したり、順番を考えたりして、日常生活や社会生活の基礎を育てることをねらいとした内容が示されている。
2段階	中学部1段階を踏まえ、生徒の日常生活や社会生活及び将来の職業生活の基礎を育てることをねらいとした内容	生徒が主体的に活動に取り組み、目的に応じて選択したり、処理したりするなど工夫し、将来の職業生活を見据えた力を身につけられるようにしていくことをねらいとした内容が示されている。

各教科の目標・内容は特別支援学校学習指導要領に示されています。

また、特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）には、指導の具体的な例示等も示されていますので、指導を構築する際や、個別の指導計画を作成する際に参考にするとうよいでしょう。

【授業の工夫】

実際の授業を実施するにあたっての留意事項は、以下のとおりです。

【教科指導・教科別の指導を行うにあたっての留意事項（知的障がい）】

- 授業の実施にあたっては、個別に内容を選択・組織しなければならないことが多い。一人一人の興味・関心、学習状況、生活経験など児童生徒の実態に合わせて、教材や指導内容を選択する。
- 学級集団の個人差が大きい場合には、一斉授業の形態で進めるのは困難な場合もあるので、教科の特質や指導内容に応じて小集団を編成し、個別的な手立てを講じるなどして、個に応じた指導を徹底する。
- 習得したことを実際の生活に役立てるようにする。
- 学習活動に生活的なねらいをもたせる、生活に即した活動を十分に取り入れる、段階的に指導する等の授業の創意工夫を行う。
- 各教科等を合わせた指導や他の教科等と関連性を持たせて指導計画を作成する。 等

また、教科指導、教科別の指導について、実践例を以下に載せています。参考にしてください。
 〈授業展開等の工夫〉

実践例(国語・算数) 【授業展開の工夫】

複数の活動を取り入れて、授業を展開する例(集中が難しい児童生徒の場合)

本時の課題を知る (スケジュール表による確認)

課題1	挨拶ゲーム (国)	提示されたカードを見て、絵や文字で書かれた場面に合う挨拶を答える	挨拶カード・裏面に答えを表示
課題2	めがせ音読名人(国)	教科書の一部分を音読をする	金シール(5枚ためる)
課題3	漢字を書こう(国)	1~3年生の既習漢字をもとにカテゴリー分けした言葉を出題し、漢字で答える	漢字カード
課題4	2桁と1桁の引き算(算)	位そろえ板を使いながら、半具体物(おはじき)を操作して、差を求める	位そろえ板
課題5	よむよむ時計くん(算)	アナログ時計の○時△十□分を読み取る	教材ソフト「よむよむ時計くん」

本時の学習を振り返る

学習内容が定着をする活動を取り入れた例(足し算)

本時の課題を知る
(スケジュール表による確認)

展開	7+8等、繰り上がりの足し算の練習をする	繰り上がりの足し算の仕方を理解する。
定着・応用	7+8、5+5、2+3等の足し算をする。	様々な仕方の足し算をきちんとする。

場面や状況の変化に
適応が難しい児童生徒は、
様々な場面で、活用するなどの対応を
毎時間する場合がある。

本時の学習を振り返る

実践例(算数) 【題材計画の工夫】

・学習内容の定着、応用をする活動を取り入れた例、スモールステップの計画

一次	二次		三次
本題材の学習に興味・関心を持つ段階	自ら課題を解決する段階 (○は5以上の数、▽は4以下の数字を示す)		定着、応用を図る段階
これまでの指折り算では計算できない和が2桁になる計算に出会い課題を意識する	○+▽や、▽+○の計算をする 教具をヒントにし計算しながら計算する	○+○の計算をする 教具をヒントにし計算しながら計算する 計算後、教具で正誤の自己判断をする	日常生活の様々な場面を取り上げ、数式に起こして計算をする

発展のさせ方や指導ステップは児童生徒によって異なる

〈教材・教具の工夫〉

知的障がいの児童生徒の場合、教材・教具の工夫が指導のポイントとなります。

教材は、児童生徒の学習意欲を高め、主体的な活動を引き出す大切な要素です。児童生徒が楽しんで学習できる教材を工夫することが大切です。教具も同様に、学習への興味・関心を呼び起こし、自発的な活動や学習への動機づけをする大切な役割を果たします。また、学習を助け、わかりやすくなり、理解を促進します。以下には、作成にあたっての基本的な留意事項を示しています。

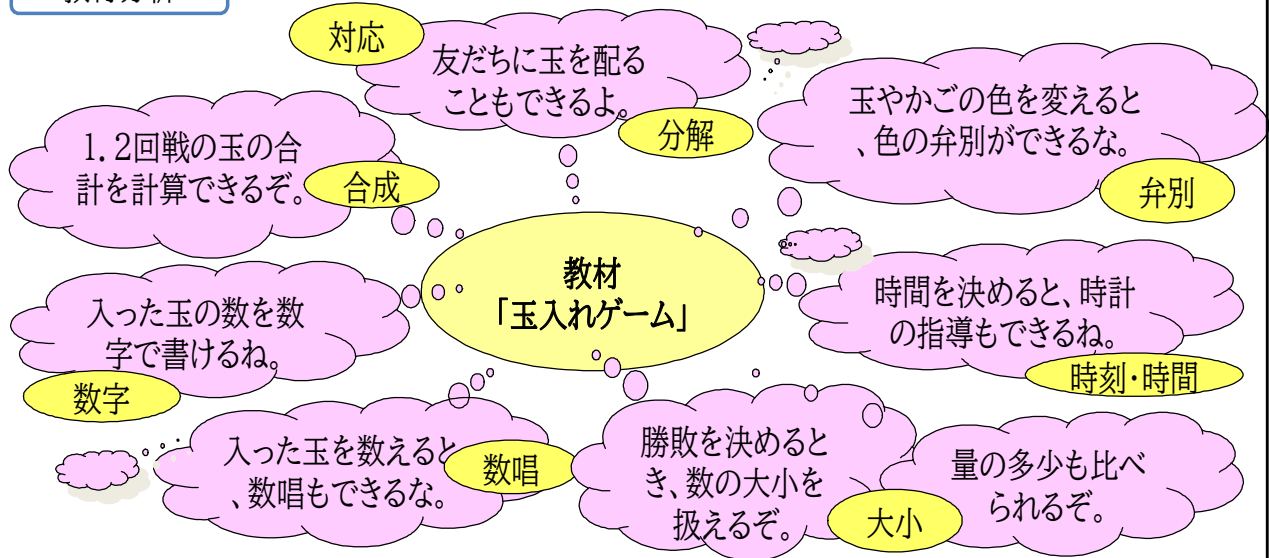
また、指導する内容が異なる児童生徒が在籍している場合の教材と指導内容の関係を「玉入れゲーム」を例に示していますので、指導に活用してください。

【教材の工夫】

- 興味・関心のある活動
- 生活につながる活動
(生活の中から教材を探す)
- 季節や学校・学部行事と関連した活動
- 地域や学校の特色を生かした活動

小集団での学習例:同一教材・異内容で指導する

教材分析



玉入れゲームを教材にした個に応じた指導

<p>D子が数えた玉の合計を計算したり、1, 2回戦の合計得点を計算させたりしよう。</p> <p style="text-align: center;">計算</p>	<p>弁別は、B男だけだから、かご(赤・黄)、玉(赤・黄)を用意して活動に取り組ませよう。</p> <p style="text-align: center;">準備</p>
<p>得点貼り C男は、入った数の数字カードを貼らせよう。6以上は、教師と一緒に選んで経験させよう。</p>	<p>数える D子は、入った玉の数を数えさせよう。10以上入ったら、10ずつ数えさせると、学習場面が増えるぞ。</p>

【教具の工夫】

- 児童生徒が興味・関心のあるもの
- 使い方がすぐにわかり、自分で操作ができるもの（活動を通して理解させることができるもの）
- 目標（指導内容）・児童生徒の認知特性・思考過程に応じたもの
- 結果がフィードバックされ、児童生徒自身に満足感を味わわせるもの 等

・素材、色彩、大きさ、デザイン等が興味・関心をひくもの ・壊れにくく、安全なもの
・操作が簡単で繰り返し利用できるもの ・片づけやすいもの ・指導の発展性を考慮したもの 等

実践例(算数・数学 集合数)

数字から個数をイメージして、数字の数だけそろえる

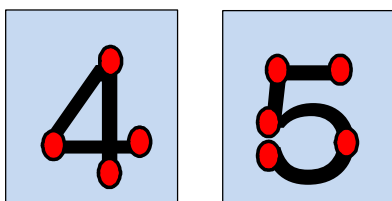
(児童生徒の実態)

- ・視覚からの情報を処理することが得意
- ・数字の数だけ、ボールを皿に並べる場面で、どの数字カードを見ても、5個並べる

【児童生徒の目標】

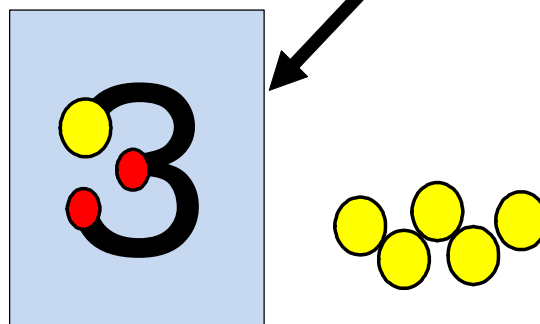
- ・数字の数だけ、ボールを数え取る
(1, 2, 3, 4, 5)

4・5への発展



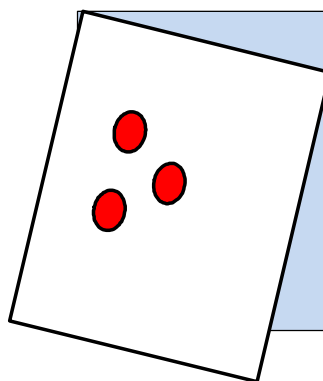
【数字から個数をイメージさせる工夫】

・ドットを手がかりに、ボールを置く



【一人で確かめることができる透明シート】

数字を見て、ドットをイメージして、ボールを置く



国語実践例（書く）

書く視点を考えて、一人で作文を書く

【児童生徒の実態】

- ・書くことを決めた後、表題は書くが、その後、鉛筆を持ったまま、友だちの様子を見る。
- ・友だちの書いたことを写す。



【児童生徒の目標】

- ・○○の行事の写真を見て、場所、活動、気持ちを入れて文章を書く。

視点カード

場所

Blank box for '場所' (Location)

したこと

Blank box for 'したこと' (What I did)

がんばったこと

Blank box for 'がんばったこと' (What I tried hard)

指導の手順

①友だちの作文を見て、書く内容を自分で決め、視点カード作る



②自分の作った視点に沿って、書く内容を、視点カードに記入する



③つなげて、文章を原稿用紙等を書く

○その他の配慮事項

- ・マス目の大きなノートの使用
- ・簡条書き
- ・付箋の活用
- 等

6 障がいによる学習上・生活上の困難を改善するための指導（自立活動）

手引（改訂版）
 ○特別支援学級の経営 Ⅲ-1（2） P19～
 ○通級指導教室の経営 Ⅱ-2 P64～

特別支援学級

通級指導教室

自立活動は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領にも示されているように、「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。」ことを目標に特別に設けられた指導領域です。それぞれの言葉の意味については、以下のとおりです。

- 自立…児童生徒がそれぞれの障がいの状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすること
- 障がいによる学習上または生活上の困難を主体的に改善克服…児童生徒の実態に応じ、障がいによって生じるつまづきや困難を軽減しようとしたり、障がいがあることを受容したり、つまづきや困難の解消のためにつとめたりすること
- 調和的発達の基盤を培う…一人一人の児童生徒の発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって遅れている側面の発達を促すようにしたりして、全人的な発達を促進すること

自立活動の指導にあたっては、6区分27項目の中から、それぞれに必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するとともに、個別に指導の目標や具体的な指導内容を定めた個別の指導計画を作成することが基本となります。

以下には、自立活動の基本的な考え方、指導内容の取り上げ方などについて述べます。

自立活動の指導の基本

区分と指導内容

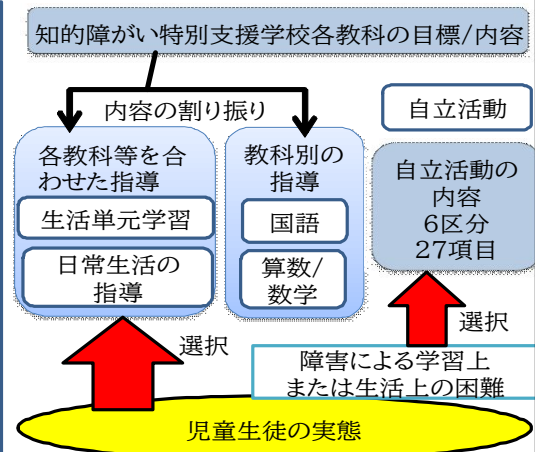
健康の保持	生活のリズム・習慣の形成、病気・損傷の理解 など
心理的な安定	情緒の安定、対人関係、状況の変化への対応 など
人間関係の形成	他者の意図や感情の理解、集団への参加の基礎 など
環境の把握	感覚の活用、補助や代行手段、概念の形成 など
身体の動き	姿勢、基本動作、移動能力 など
コミュニケーション	言語の受容と表出、活用、コミュニケーション手段 など

人間として基本的な行動を遂行するために必要な要素
 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素
 ↓
 代表的なものを分類・整理

留意事項

- ① 「自立活動」の内容は、個々の児童生徒の障がいの状態や発達の程度等に応じて選定されるものである。各区分各項目の全部を、すべての児童生徒に指導する必要はない。
- ② 一人一人の障がいの状態や発達の程度に即した指導の目標（長期・短期）を立て、目標達成のために扱う指導内容を、個別・具体的に設定することが必要である。
- ③ 具体的指導内容を設定する際は、「自立活動」の内容の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けることが重要である。
- ④ 「自立活動」の指導は、自立活動の指導時間も設けてもよいし、学校の教育活動全体をとおして適切な場面で必要な指導をしてもよい。（通級指導教室の場合は、時間の指導を必ず設定する必要がある。）
- ⑤ 個別指導の形態で行われることが多いが、指導の目標を達成する上で効果的である場合には、集団を構成して指導することも考えられる。
- ⑥ 一人一人に対する指導の道筋を立てることが求められ、「個別の指導計画」でそれを具体化しなければならない。

各教科等との違い



(1) 指導内容の設定

自立活動の指導の目標の中に「障がいによる学習上または生活上の困難を主体的に改善克服」が示されています。よって、指導内容を設定する際には、単に「学習上または生活上の困難」から指導内容を考えるのではなく、「障がいによる」がキーワードとなります。以下には、障がい種別に指導事項の例を示しています。一人一人実態が異なりますので、必ずしもマッチしないかもしれませんが、参考にして取り組んでください。

【自立活動の内容例】

障がい種	指導する内容例
視覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚認知、目と手の協応、視覚補助具の活用等の指導 ○通常学級での学習や生活を円滑に行う事ができるようにするための援助や助言 等 <hr/> <p>※視覚的な情報収集や処理の方法(算数・数学の図形に関する指導や社会科の地図指導等)の指導が必要な場合は、教科の補充学習で行う。 ※個別指導を原則に、必要に応じてグループ指導を組み合わせる。(視覚認知等の指導は、個別指導が中心)</p>
聴覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○補聴器の適切な装用 ○聴く態度の育成、聞き取りの練習、音声の聴取及び弁別の指導等 ○日常の話し言葉の指導、語い 拡充のための指導、言語概念の形成を図る指導、日記等の書き言葉の指導等 の言語指導 等 <hr/> <p>※個別指導を原則に、必要に応じてグループ指導を組み合わせる。(発音・発語の指導や音声等の聴取及び弁別指導は、個別指導が中心)</p>
知的障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○言語発達の偏りの指導(理解言語の程度に比較して、表出言語が極めて少ない等) ○感覚・認知機能の発達の偏りの指導 ○運動機能の発達の偏りの指導 (全体的な身体機能の発達の程度に比較して、特に平衡感覚が未熟であるなど) ○行動にみられる発達の偏りの指導(心理状態が不安定になり、パニックになりやすい、極めて動きが多く、注意 集中が困難である) 等 <hr/> <p>※知的発達の遅れそのものについては、知的障がい特別支援学校の各教科で対応する。 ※合わせて指導を行う場合においても、自立活動について個別の指導計画を作成し、指導目標や指導内容を明記する必要がある。</p>
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚や聴覚、触覚等の諸感覚の有効活用の指導 ○写真、絵、パソコンや様々なスイッチ器具等、言語に代わるコミュニケーション手段の習得と活用の指導 ○日常生活動作の基本となる姿勢の保持や変換のための上下肢の運動・動作の改善と習得の指導 ○筋肉・関節の拘縮・変形の予防や動作の習得のための筋緊張への弛緩 ○筋力の強化・維持の指導 ○補装具や車椅子等の補助的代行手段の活用や移動技能の習得の指導 ○日常生活動作や様々な活動での目と手の協応等の基本動作等の習得の指導 等 <hr/> <p>※個別指導を原則に、必要に応じてグループ指導を組み合わせる。</p>
病弱・身体虚弱	<ul style="list-style-type: none"> ○自己の病気の状態の理解の指導 ○健康状態の維持・改善等に必要な生活の仕方や生活習慣の確立の指導 ○諸活動における情緒の安定 ○病気の状態を克服する意欲の向上のための指導 ○マナーの習得、体調や心情の伝達、周囲の人の体調や心情の理解の指導 ○児童生徒とのかかわり、集団活動への積極的参加の指導 等 <hr/> <p>※個別指導を原則に、必要に応じてグループ指導を組み合わせる。</p>

【自立活動の内容例②】

障がい種	指導する内容例
言語障がい	<p>*個々の言語機能の障がいの状態を改善する指導 (言語及びコミュニケーション能力等についての実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○正しい音の認知や模倣、構音器官の運動の調整、発音・発語の指導など構音の改善にかかわる指導 ○遊びの指導、劇指導、斉読法などによる話し言葉の流ちょう性を改善する指導 ○遊びや日常生活の体験と結び付けた言語機能の基礎的事項に関する指導 ○話すことの意欲を高める指導、カウンセリング等の指導 等 <hr/> <p>※コンピューターや視聴覚機器等の教材・教具の有効活用。 ※生活場面での継続的な発音・発語の練習。 ※家庭との密接な連携。 ※器質的な障がいのある児童生徒については、医療機関等との連携。</p>
情緒障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○発症の時期によって指導内容が異なる。 <ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリング指導等を中心にする時期 ・緊張を和らげるための指導を行う時期 ・再発を防ぐために未学習の学習を補強する時期 <hr/> <p>※段階に応じて適切に組み合わせて指導。</p>
自閉症	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の決まりや適切な対人関係を維持するための社会的ルールの確認など社会的適応に関する指導 ○物音、人の声等、視覚・聴覚の刺激の調整と過敏さへの軽減のための指導 ○環境調整と着席行動等の形成や常道の調整スキルの習得等の指導 ○スケジュールの理解や変化への適応の工夫等を手がかりとした因果関係の理解の指導 ○認知力や記憶、概念形成等の指導 ○絵や写真、文字カード、タブレット端末等を活用したコミュニケーションの獲得の指導 ○指示に従う、人への関心や相手の気持ちを理解する等の指導 等 <hr/> <p>※個別指導と個別指導の般化場面としての小集団指導を組み合わせる。 ※視聴覚機器等の教材・教具の有効活用。</p>
ADHD	<ul style="list-style-type: none"> ○不注意による間違いを少なくする指導(不注意な状態を引き起こす要因を明らかにすることが重要) <ul style="list-style-type: none"> ・刺激を調整し注意力を高める指導 ・情報を確認しながら理解することを通して自分の行動を振り返らせる指導 等 ○衝動性や多動性を押さえる指導 <ul style="list-style-type: none"> ・指示の内容を具体的に理解させたり、手順を確認したりして、集中して作業に取り組ませるようにする指導 ・作業や学習等に見通しを持たせるなどして、集中できるようにする指導 ・身近なルールを継続して守られるようにして自己の感情や欲求をコントロールする指導 等 ○社会的技能や対人関係にかかわる困難を克服するための指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルスキルやコミュニケーションを高める指導 ○自分の得意・不得意を自覚させる指導 等 <hr/> <p>※ソーシャルスキルやコミュニケーションを高める指導では、グループ指導も有効。</p>

【自立活動の内容例③】

障がい種	指導する内容例
LD	<p>○聞くことの指導 例：先生の指示を理解することが苦手な場合は、興味関心のある教材を活用し、できるだけ注意を持続させたり、音量に配慮したりして、注意深く話を聞く指導</p> <p>○話すことの指導 例：自分の話したい内容を伝えることが苦手な場合は、メモの工夫を行う。</p> <p>○読むことの指導 例：文章を読み上げることや内容を理解することが苦手な場合は、文字をゆっくり見極めながら音読する指導、漢字やアルファベットを大きくあらわすなどして、細かな形の違いを見極めながら読む指導等 例：読解の苦手な子どもの場合は、指示語の理解を図る指導、書かれた事実を正確にとらえさせる指導、図解して主題や要点をとらえさせる指導等</p> <p>○書くことの指導 例：文字を正確に書き取ることが苦手な場合は、間違えやすい漢字やアルファベットを例示するなどして、本人に意識させながら書く指導、経験を思い出しながらメモしそれを見ながら文章を書く指導、読み手や目的を明確にして書く指導等</p> <p>○計算することの指導 例：暗算や筆算、数の概念を理解することが苦手な場合、身近な事象をもとに数概念を形成する指導、数概念を確認しながら計算力を高める指導、文章の内容を図示するなどしてその意味を読解しながら文章題を解く指導等</p> <p>○推論することの指導 例：事実から結果を予測したり、結果から原因を推測する事が苦手な場合は、図形を弁別する指導、空間操作能力を育てる指導、算数や数学で使われる用語を理解させる指導、位置関係を理解させる指導等を通して、推論する力を育てる指導等</p> <p>○社会的技能や対人関係にかかわる困難を克服するための指導として、ソーシャルスキルやコミュニケーションを高める指導</p> <p>○自分の得意・不得意を自覚させる指導 等</p> <hr/> <p>※ソーシャルスキルやコミュニケーションを高める指導では、グループ指導も有効。 ※個別指導を原則に、必要に応じてグループ指導を組み合わせる。(視覚認知等の指導は、個別指導が中心)</p>

(2) 実態把握と個別の指導計画

自立活動の個別の指導計画を作成する際の手順の一例が、小・中学校学習指導要領解説（総則編）に以下のように示されています。個別の指導計画は作成の後、PDCAサイクルに基づき、指導の評価改善を行うことが大切です。

- a 個々の児童の実態を的確に把握する。
- b 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。
- c 個々の実態に即した指導目標を設定する。
- d 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章第2の内容から、個々の児童の指導目標を達成させるために必要な項目を選定する。
- e 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

自立活動の個別の具体的な指導内容を設定する手順については、特別支援学校学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）に、具体例と共に示されています。

なお、具体例には小学校や中学校、高等学校における以下の事例も示されています。

- ・「小学校・第3学年・言語障がい（吃音）の例〈P148〉」
- ・「高等学校・第1学年・学習障がい（読み書き障がい）の例〈P156〉」
- ・「小学校・第3学年・注意欠陥多動性障がいの例〈P160〉」
- ・「小学校・第5学年・高機能自閉症の例〈P164〉」

自立活動の指導のポイントは、生活場面で実態を把握し、生活場面で評価することです。実態把握や定着指導は、特別支援学級担任や通級指導教室担当が直接指導できないケースもあります。

個別の指導計画の作成も含め、交流学級の担任や在籍学級担任等、他の教員と十分に連携をして、組織的に指導にあたってください。

参考・引用文献

- ・「特別支援学校学習指導要領」 平成21年 文部科学省
- ・「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説総則等編」 平成21年 文部科学省
- ・「特別支援学校学習指導要領解説自立活動編」 平成21年 文部科学省
- ・「小学校学習指導要領解説総則等編」 平成21年 文部科学省
- ・「中学校学習指導要領解説総則等編」 平成21年 文部科学省
- ・「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」
平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
- ・「知的障害教育におけるキャリア教育の在り方に関する研究」
平成22年3月 国立特別支援教育総合研究所
- ・「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」
平成23年1月31日 中央教育審議会
- ・「キャリア教育・進路指導にかんする総合的実態調査第一次報告書」 平成25年3月
- ・「生活単元学習を実践する教師のためのガイドブック」平成18年3月 国立特殊教育総合研究所
- ・「「交流及び共同学習」の推進に関する実際的研究」平成20年3月 国立特別支援教育総合研究所
- ・「平成23 全特教全国実態調査結果」 平成23年度 交流及び共同学習推進指導者研究協議会資料
- ・「改訂版 通級による指導の手引き 解説とQ&A」平成19年1月 文部科学省編著 第一法規
- ・「新しい教育課程と学習活動Q&A」 平成22年 全国特別支援学校知的障害教育校長会
東洋館出版
- ・「「特別支援学級」と「通級による指導」ハンドブック」
東洋館出版社 全国特別支援学級設置学校長協会
- ・「特別支援学校及び通級指導教室担当者のためのハンドブック」 平成22年3月
熊本県教育委員会
- ・「特別支援学級経営の手引」 平成24年 岩手県立総合教育センター
- ・「特別支援学級担任通級指導教室担当者ハンドブック」 平成21年3月 山梨県教育委員会
- ・「自立活動」の指導の手引き 山口県教育委員会
- ・「横浜版 学習指導要領 特別支援学校・個別支援学級・通級指導教室編」
平成22年2月 横浜市教育委員会
- ・「特別支援学級及び通級指導教室経営の手引（改訂版）」 平成25年3月 大分県教育委員会
- ・大分県教育センター研修紀要 第36集・第37集 平成16年、17年 大分県教育センター
- ・「幼稚園、小・中学校、高等学校における発達障がい児の支援体制の整備Vol.1. 1～5」
平成15年～19年 大分県教育委員会
- ・「通常学級の特別支援～今日からできる40の提案」 佐藤 慎二 2008年 日本文化科学社
- ・「通常学級の授業 ユニバーサルデザイン」 全日本特別支援教育研究連盟
2010年 日本文化科学社
- ・「障害児のための生きる力を育てる授業」平成5年7月
大分大学教育学部附属養護学校授業研究会 明治図書
- ・「主体的に活動する子どもを育てる支援の工夫」平成14年
大分大学教育学部附属養護学校授業研究会 明治図書
- ・「遊びの指導 指導計画『教育課程編成の手順と条件』」平成6年 大分大学教育学部附属養護学校
- ・「生活単元学習 指導計画『教育課程編成の手順と条件』」
平成6年 大分大学教育学部附属養護学校
- ・「作業学習 指導計画『教育課程編成の手順と条件』」 平成6年 大分大学教育学部附属養護学校
- ・「実践ソーシャルスキルマニュアル」上野一彦、岡田智 編著 2006年 明治図書
- ・「特別支援学級・通級指導教室の魅力ある実践」 大南英明 編 2010年 教育出版
- ・「LD・ADHD児へのソーシャルスキルトレーニング」小貫 悟他 2004年 日本文化科学社
- ・「特別支援教育の理論と実践 I 概論・アセスメント」 平成24年 金剛出版
- ・「学校で活かせるアセスメント」 篁 倫子 編著 平成19年 明治図書

作成者名簿

大分県教育センター 特別支援教育部

野田 幸代	友成 洋	首藤 公宏
伊美 摩紀	廣澤 俊房	白井百合子

参考・引用文献（令和2年3月改訂追加分）

- ・「特別支援学校幼稚部教育要領小学部・中学部学習指導要領」 平成29年 文部科学省
- ・「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚部・小学部・中学部）」 平成30年 文部科学省
- ・「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説各教科等編（幼稚部・小学部・中学部）」 平成30年 文部科学省
- ・「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」 平成30年 文部科学省
- ・「小学校学習指導要領」 平成29年 文部科学省
- ・「中学校学習指導要領」 平成29年 文部科学省
- ・「小学校学習指導要領解説総則編」 平成29年 文部科学省
- ・「中学校学習指導要領解説総則編」 平成29年 文部科学省
- ・「特別支援学級担任のための学級経営サポートQ&A ―特別支援学級の達人になろう！―」 三浦光也 編著 平成30年 ジアース教育新社
- ・「共生社会の時代の特別支援教育第1巻新しい特別支援教育インクルーシブ教育の今とこれから」 柘植雅義 編集代表 石橋由紀子・伊藤由美・吉利宗久 編著 平成29年 ぎょうせい
- ・「共生社会の時代の特別支援教育第2巻学びを保障する指導と支援すべての子供に配慮した学習指導」 柘植雅義 編集代表 熊谷恵子・日野久美子・藤本裕人 編著 平成29年 ぎょうせい
- ・「小学校・中学校通常学級の先生のための手引き書―通級による指導を通常の学級での指導に生かす―」 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 編著 平成30年 ジアース教育新書社
- ・「言語聴覚療法シリーズ7改訂機能性構音障害」 本間慎治 編著 平成12年 健帛社
- ・「構音障害の臨床―基礎知識と実践マニュアル―」（改訂第2版） 阿部雅子 平成20年 金原出版株式会社

作成者名簿（令和2年3月改訂追加分）

大分県教育センター 特別支援教育部

升井 淳二 岡本 崇 後藤 邦崇 伊達 洋介